

第六十八回国 参議院大蔵委員会會議録第三十一号

昭和四十七年六月九日(金曜日)
午後一時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田佳都男君
理事 柴田 栄君
梶崎 均君
戸田 菊雄君
多田 省吾君
栗林 卓司君

委員

青木 一男君
河本嘉久蔵君
棚辺 四郎君
津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
竹田 四郎君
渡辺 武君
野末 和彦君

衆議院議員

大蔵委員長代理 藤井 勝志君
理事 大蔵委員長代理 広瀬 秀吉君
理事 大蔵委員局長代理 廣瀬 秀吉君

政府委員

大蔵政務次官 船田 謙君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
国税庁長官 吉國 二郎君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員

大蔵省主税局税制第一課長 高橋 元君

第五部 大蔵委員会會議録第三十一号 昭和四十七年六月九日【参議院】

国税庁直税部 大石 幸一君
産税課長
国税庁調査課長 松本 久男君
部調査課長
厚生省社会局長 山口新一郎君
人福祉課長

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(衆議院提出)

○委員(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案及びアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の四法案を便宜一括議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○多田省吾君 初めに所得税について御質問いたします。

私、ちよつと足をけがしておりますものですから、すわったままで質問させていただきます。よろしかったら、すわったままでけっこうです。四十七年度の税制改正について、特に税調の審議の段階では、所得税の減税について、年内減税

だけでは不足である。四十七年度も引き続き新たな減税をやるべきであるという議論の中にはあつたわけでございます。

その概要について、まず御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 税制調査会の御答申に明確に書かれておりますように、四十七年度の税制改正におきましては、まず先般の、「年内減税の平年度化だけでは必ずしも十分とはいえない。しかし、昭和四十七年度の財政事情をみると、景気の停滞を反映して国税の自然増収は前年度の三分の一程度しか見込まれないところからかなりの財源難となり、一兆九千億円程度の公債発行を行なつて歳出需要をまかなわざるをえない実情にあるとされてゐる。このような観点からすると、昭和四十七年度においては所得税の一般減税を行なうことはかなり困難な実情にあるとも考えられる。租税政策としても、全体としての財政事情について全く考慮を払わないといふことは適当でないであらう。」で、「単に財源難だけでは必ずしも減税を行なわれない十分な理由とはならない。いわゆる赤字公債の発行に踏み切るかどうかは別としても、歳出面における削減合理化、歳入面における租税特別措置の整理縮減などによつても、おける程度の財源を調達しうる可能性はないとはいえない。」といった上で、最後に、「税制自体の観点からすれば、昭和四十七年度については、「住民税だけでなく所得税についてもその負担軽減のための財源面等で極力努力すべきものと考える。」というところで、最後に、御存じのように、「年内減税後の所得税負担の推移につき所得、物価水準等の動向にも注視しつつ慎重に配慮するものとし、できるだけ早い機会に負担の軽減を行なうべきものとする。」といふことであつたわけであり、まさに税制調査会の御議論も、この御答申に書かれておりますことと一致でございます。

た。いろいろ大ぜいの方のお集まりでございますから、個人的には御意見もございましたが、最後に集約したところはこういうことであつたわけでございます。

で、政府サイドにおきましても、まさにここに書かれてございますように、四十七年度の所得税の税制改正につきましては、毎年度の場合と若干違ひまして、税制自体の改善はもろろ非常に重要でございますけれども、租税政策だけでなく、財政事情との関連ということが非常に強く表に出たわけでございます。そのような事情から、所得税の減税は年内減税で終わりで、年内減税は必ずしも十分であつたとは思ひつておりませんけれども、しかし、そういう事情から、あれだけにとどめるといふことになつた次第でございます。

○多田省吾君 いま御答弁のとおり、いろいろな議論があつた末に、税調の答申では、結論といたしまして、いま局長がおっしゃつたように、「年内減税後の所得税負担の推移につき所得、物価水準等の動向にも注視しつつ慎重に配慮するものとし、できるだけ早い機会に負担の軽減を行なうべきものとする。」と、こういう答申の結論を出してゐるわけですね。

それじゃ、しからば、この答申をほんとうに検討したかどうかといふことですが、特に、この中で「所得、物価水準等の動向にも注視しつつ」とあります。この「所得、物価水準等の動向」をどのように判断されたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) ここで「所得、物価水準等の動向にも注視しつつ」といふ用語が用いられた主たる理由は、税制調査会の委員の中で、一つには、非常に景気が停滞して、景気の上向きといふことが期待できない。よつても

て、所得の伸びがあまり多くないのではなからうか。そこで景気浮揚という意味もあって、そこで消費需要を刺激するという必要がさらに起こってくるのではないかと議論をされる委員がおられました。それから「物価水準等」と書いてございますのは、年内減税で千六百五十億円、その平年度化で二千五百三十億円というところでございましたが、あのうちの課税最低限の引き上げ部分は大体七割余り、八割近くというところになっております。それは政府の経済見通しによります物価上昇率五・何%、五ぐらいでございましたかと思えますが、それと見合えば、かなり接近はしておりますが、なお、物価水準の上昇見込みを上回っております、こういう政府側の説明に対して、委員の中には、いや、物価水準は、五・三%と政府側の説明したのに対し、五・三%の上昇率ではおさまらないかもしれない、もし政府の見通しよりも、物価水準の上昇率が高くて、課税最低限の引き上げ率の七・七%を上回るようなことがあればというようにも考えなければならぬんじゃないかという御議論もございました。そういう委員の御議論を踏まえて、ここに所得とか、物価水準というものが特に考えらるべきであるという表現が用いられたものと思っております。

○多田省吾君 最近の物価上昇率をとってみますと、四十四年の予算編成時の見通しが五%でございましたが、実際には六・四%になりました。四十五年度当初見込みが四・八%が七・一%になりました。昨年の見込みが五・五%の見込みでありましたけれども、やはり六・一%と、いずれも政府見込みを上回っております。これら最近の激しい物価の上昇、特に公共料金の値上げ、しかも現在不況である、こういう観点から考えますと、税調の答申なんかから見ても、年度途中においてのいわゆる年内所得減税、特に課税最低限の引き上げというものが私は、これは絶対に必要である、このように思いますけれども、これはどのように考えていますか。

○政府委員(高木文雄君) この点につきましても、しばしば大臣が御答弁されておりますように、いわば年度も始まったばかりでございます。最近幸いにして非製造業を中心として景気の回復基調が見られるわけでございますが、これととも昨年度の補正予算当時のものもろの施策のあらわれにすぎないわけでございまして、四十七年度予算の影響というものは、まだあらわれてきてはいないわけでございまして、いまのところまだ見込みが立てにくいという状況でございます。ただその後の所得の状況は、当時少なくとも税制調査会で御議論がありましたときから見ますというところ、幸いにして申しますと、不況不況と言われた状況等を見ておきますと、給与水準の上昇は、定期昇給等だけでなく、時間外給与等を含めましても、ますますの推移をたどっておりますし、物価等も、たゞいま御指摘がございましたが、税制調査会での議論をいたしました当時、つまり補正予算編成前後には、四十六年度の物価上昇率を六・一%ぐらいに見ておったのでございまして、実績がどうやら六%を切るところに落ちついたので、御指摘のように、四十六年度予算の当初の予算が編成されるころに比べれば、なるほど見込みをやや大幅に上回ったわけでございまして、補正予算を組んだときから比べますと、逆にそのときの見込みより下がったと、さういふことと、いま直ちに何らかの措置をとるべきものであるというにはならないかと思っております。しかしながら、しばしば大臣も答弁しておりますとおり、非常に経済の動きは微妙なときでございますから、私どももなおその後の動きを見てまいりたいと思っております。

○多田省吾君 私は、そういう大臣また局長の答弁には非常に不満でございます。景気回復の見通しもまだ立っておりませんし、また物価値上がりも非常に激しいものがあるわけですが、また私は別の観点から申したいと思っております。
〔委員長退席、理事柴田栄君着席〕
すなわち、四十七年度の給与所得者の中に占める納税人口の割合というものが、前年度の七七・四%に対して、本年度は八二%と非常に急増しております。納税人口も一挙に二百五十七万人増加しております。で、結論からいいますと、このように納税人口が急増すること、結局課税最低限が低いということ、また局長等は、この課税最低限はもう西欧諸国水準並みになったんだ、あるいはオーバースタットだ、こう言っておられるけれども、結局日本のような急激な物価上昇は、西欧諸国においては見られないというところもありません。このようにわが国の現状に即して、やはり私は課税最低限というものと、年内補正を組んで引き上げるべきじゃないかと、このように思いますけれども、この点はいかがでございますでしょうか。
○政府委員(高木文雄君) この課税最低限の問題は、問題がまあいろいろあるわけでございますが、先ほど多田委員から御指摘の課税最低限が低いから、よって納税人口がたいへんふえる、これは困るではないかという御指摘については、私も目ごころ頭を悩ましておるところでございます。ただ非常に問題になりますのは、最近ほんとうにびっくりするぐらい納税人口がふえてきているわけですが、その納税人口がふえてまいりました大きな理由は、サラリーマンでございます。サラリーマンの中でどういふところで納税人口がふえてまいりましたかと申しますと、独身者でございます。そこで、独身者の課税最低限の引き上げの問題、独身者の課税最低限を引き上げますれば、納税人口は比較的まあふえ方が少なく、とどまるということにはなるかと思っております。しかし、課税最低限問題というのは、一般的に課税最低限をどうするかということのほか、どのような家族構成の家庭について最も配慮されるべきかということが一つ問題でございます。まあい

ろいろ御議論はございます。この点について税制調査会等でも、いろんな御議論がお立場お立場によつてございますが、やはりいまの中堅層、お子さんが二人ぐらいある、そしてその子供を学校に通わしているというふうな、夫婦二人家庭というあたりが課税が重いのではないかと、いつもどうも大体皆さんの御議論はそこに集中してきようございまして、そこで、課税最低限全体の水準がいかにあるべきかということ、課税最低限を考慮する問題に、どのような家族構成のものについて特に重点が置かれるべきかということと二つあるわけですが、そしてもしや納税人口を減らすということに重点が置かれるということであれば、独身者の課税最低限を上げること、この二つが置かれなければならないわけでございますけれども。
〔理事柴田栄君退席、委員長着席〕
いま申し上げましたような事情もございまして、課税最低限の引き上げは重大関心事でございますけれども、直ちに納税人口を減らすことについては効果的な減税ということはなかなかむずかしいと申しますのは、御存じのとおり、これは申すまでもないことでございますが、初任給が急激に上がつておられますから、現在給与構成が非常に急激に変化をしようとする状態でございますから、それで、この中学校ないし高等学校を出て就職をされた方が、直ちに課税対象になるという現状になつておられるわけでございまして、これについてどう考へるかというふうな問題があるわけでございまして、したがって、納税人口との関連の問題は、単に一般的に課税最低限の水準いかんという問題だけではなくて、このような若年独身者層についてどう考へるかという問題であろうかと思っております。

○多田省吾君 いま中学あるいは高校を卒業した若年労働者が、すぐさま課税最低限が低いために税金がかかる、それで一方では、いつも聞いておりますように、配当所得だけでも暮らしているような人が、理論的には夫婦子供二人で三百教

いませんし、いわゆる一人やもめの控除をどうするかという問題がありまして、なかなかむずかしい問題があるわけでございます。一歩前進といいますが、やや懐疑な態度ではございまして、死別ということに限定をして拡大をしたという経緯でございます。

○多田省吾君 これからも検討していくということでございますが、最近では、生別の場合には非常に多いし、またそれは人間関係だつて決して単純なものではない。ただ死別の場合、なくなられた夫の關係の扶養家族云々というお話もありましたけれども、それだけでは私は追加的経費がどう違うかというはつきりした認定にはならないと思ひますし、またいろいろ具体的な根拠に欠けるんじゃないかと思われまふので、これは今後とも検討していただきたいということ、強く要望するわけでございます。

次に今年度の税制改正の目玉商品として、住民税の減税をいつも強調しておられますけれども、これは私たちは、従来の所得税に比較して、あまりにも高かった住民税の課税水準を、若干の手直しをしただけじゃないか、こう言わざるを得ないわけですね。これは当然の措置であるし、まだ私たちは足りないと思つております。所得税を納めていない低所得者の方々の住民税について、大蔵当局としてどのように考へているのか、まずこの問題をお伺いしたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) 従来から、住民税の課税標準と、所得税の課税標準が同一であることがいいの、異なるのが当然であるのかということ、たいへん議論のあるところでございまして、住民税の主務官庁である自治省サイドでは、当然所得税の課税標準と、住民税の課税標準が異なつてしかるべきであるという考へが強いようでありまふ。大蔵省ではどうかということでございますが、大蔵省では必ずしも肯定的な立場を明確にしているわけではございませんが、しかし、一般的にはやはり所得税と住民税とは、若干の違いがあつてしかるべきものではないか。従

来からの歳出の面におきます国の仕事と、地方公共団体の仕事には違いがあるわけでありまして、地方公共団体の仕事は、よくいわれますように、戸籍をはじめとして、生まれたときからなくなるまで身のまわりの仕事をするのが、地方公共団体の仕事でありますからして、応能負担、応益負担というふうなことがよくいわれますけれども、ややそれに類した——そのとおりであるべきかどうかは申し上げかねますけれども、ややそれに類した考へ方があつてもいいのではないかと。したがつて、所得税の課税標準と、住民税の課税標準が同じでなければならぬということとは言えないだらうと思ひます。そうは申しましても、やはりそこにあまり大きな開きがあるということには、相当問題があるわけでありまして、必ず一致しなければならぬともいえませんけれども、さりとて、これは両者が違うのだから離れておつてもいいという、その離れる程度があまり大きくてもいけないだらうというふうな考へておるわけでございます。答弁が明快を欠きますが、そのように考へております。

○多田省吾君 次に、課税最低限度額につきましても、給与所得者、それから事業所得者、配当所得者において、非常に格差があるわけでございますが、この格差について当局はどのように考へておられるか。

○政府委員(高木文雄君) 同一所得については格差はないわけでございます。給与所得と事業所得が格差があるというの、私どもが各方面に御説明をします表のつくり方等があまり十分でないの、最低限ということ御説明しておりますのは収入ベースでいっておるわけでありまして、事業所得者のものについては、必要経費が幾らであるかというところは、個別に非常に違いますから、表のつくり方がありません。その意味で、若干の違いが出てくるわけでございます。

問題、もし違いがあるとすれば、現在の

給与所得控除制度は、必要経費の概算控除ということになっておるわけでございますけれども、サラリーマンについての必要経費の見方として、現行給与所得控除制度の金額が、あるいは算定方式がよろしいかどうかというところに一つ問題がある、それからもう一つは、事業所得者の中で、青色申告と白色申告の場合の、青色についてのいわば幾つかの恩恵制度がございまして、恩恵制度の個々について違つてまいります点があるか、それが妥当なものであるかどうかというあたりに問題があるかと思ひます。このあたりにつきましても、各業種別、各階層別、あるいはまたそういう青とか白とかという関係で、各方面から必ずしもバランスがとれていないという御指摘がございまして、これは、当然起り得る御指摘でございます。私どももいたしましては、絶えずそのことについて、いつも見直しを行なつていかなければならないと思つております。現行制度が全

○多田省吾君 次に、総理府の統計局がまとめた四十六年度の家計調査結果によりますと、前年度と比べると、全国の勤労者世帯の月平均実収入の増加率は、実質が三・四％と出ておられて、最近では四十年の二・四％に次ぐ非常に低い伸び率でございます。可処分所得あるいは消費支出の伸びも、四十年に次いで低いわけでございます。このように現在の不況下の物価高というものが、家計を非常に圧迫していることは、この統計局の数字から見てもわかります。しかもことしは、郵便料金をはじめ各種の公共料金の値上げがございまして、さらには、いま参議院で審議されております国鉄運賃、健保料金、さらには米価等も、消費者米価等もこの値上げが検討されているという状況でございます。このような物価高を、国民生活の上において生活の負担にならないようにする、あるいは、もう一つは、景気刺激ということも兼ねて、低所得者層に対する私は大幅な所

得減税が年内に急いで行なわれなければならない、このように思ひますし、これは当然必要だと思つたのです。この点に關してはどのように考へておられるか。

○政府委員(高木文雄君) ただいまのお示しにありました家計調査については、私ども絶えず注目をしているわけでございますが、おっしゃいましたように、消費支出なり、可処分所得の動向は、いまおっしゃるようになっております。ところが、どういふものが消費の中で伸びておるかというところを見ますと、最近非常に伸びが大きいのは、住居費と雑費でございます。御存じのように、物価が上がるというときに、食費の値上がりというところが非常に強調されますが、全体としての食費のウェイトは非常に下がつておる。御存じのようにエンゲル係数は、わずかであります。御存じの一方にある。要するにそのことは、生活の内容が豊かになりつつあるというのを示しているわけでございます。その雑費の中でどういふものがふえているかということでございますけれども、たとえば一番新しい細目が非常に伸びておられます。四十六年度を見ますと、雑費の中で何が伸びたかといふと、自動車関係の経費が一番よく伸びておるわけでありまして、それから住居費の中で何が伸びたかと申しますと、カラーテレビの購入費が一番伸びておる、こういう状況でございます。こういう動向を見ても、やはり、最近の家計調査の中から把握される状態では、五年前、十年前にありましたような問題、つまり必要最小限の生活費といふものは、そういう問題のせつば詰まつたような感じの問題よりは、やや問題の所在が変わつてきておるということに思つたわけでございます。おこたばを返すようではないかと恐縮でございますが、私どもはこの家計経費等から見た動向からいたしますならば、必ずしも従来のやつておられますような形で、税制それ自体の問題としての所得税制の手直し、つまり税制自体の立場から見た課税の公平の見地なり、それから所得税全体はまだ重いわけでございますか

またもう一点は、配偶者に対しても、同じ税制であったとしても、生前の贈与と、死後の相続では、その非課税額に、税の性格が異なるとはいっても、あまりにもアンバランス過ぎはしないかというふうらみもありますけれども、この問題をどう考えるのか、この二点をお伺いします。

○政府委員(高木文雄君) まあ相続税というものは、そもそも財産がある方に納めていただく税金でございますから、どうも財産のない方と比べてどうかという議論になりますと、これはちょっとまあ比較できないわけでございます。そこで相続税を納めるような階層の方々は、そもそも資産家なから、そういう相続税の免税と申しますか、いろいろ配慮しなくてもいいのではないかと、今度議論になれば、これはまた別でございますが、今度は相続税を納められる階層の、納められる方の中で、今回の制度が高額資産家に片寄っているかどうかという点でございます。それは、そんなことはないかという点で、当然に低額の方、相対的に低額の方に有利に働く制度でございます。なぜかといいますが、だれがなくなると、配偶者に財産を引き継ぐ、つまり相続をするという場合に、子供さんが相続人になる場合ではなくて、配偶者が相続される場合には大いに優遇をしたいと思います。そしてその優遇しようという額は、無制限に優遇しようというのじゃなくて、その取得額が三千万円に至るまでです。あるいはそれをこえた場合でも、三千万円に当たる部分については、三千万円以下の方の、たとえば分与を受けた額が、三千万円の方は三千万円全部について非課税になりますし、五千万円であれば、五千万円のうち三千万円部分について非課税になりますし、一億であれば、一億のうち三千万円分しか非課税にならないということになりますから、やはりどうしても同じ資産家の中間士では、資産の少ない方のほうが有利だということでありまして、決して高額優遇ということにはならない。しかし、先ほど申しましたよう

に、もともと相続税の対象にならない方の議論では、これはちょっと相続税の問題でございますので、ちょっと説明いたしかねるということになるわけでございます。

○多田省吾君 この三法改正に対する関連質疑として、物品税の問題を一点伺いたいのですけれども、ある新聞報道によりますと、政府は四十一年度以来手をつけていない物品税体系を、六年ぶりに改正する方針をきめたようでありまして、特に免税点の引き上げにつきましては、政令を改正して八月一日ごろから実施する方針ということが報道されているわけでございますけれども、このように税調の審議を経ないで、税調を素通りしてまわすわけでございますか。そのほうもまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 物品税の基本的改正についての問題につきましては、当然税制調査会におはかりすべきものでございます。したがって、ただいまお示しの、新聞報道等は、あたかも何か物品税改正がきまっておりますかのように報道されておる部分がございますけれども、そうではないのであつて、物品税の改正については、当然四十八年度に私どもはぜひお願ひをいたしたいと思つておりますからして、その段階において、事前に相関調査に税制調査会にお願ひをして審議をしていただくつもりでございます。ただそこにはいろいろ報告されておりますことは何を意味しますかと申しますと、御存じのように、大型の自動車で、現在物品税の税率が四割、あるいは三割になっておりますところのものを、暫定的に二割に引き下げるということには、いかかかという法律の御審議を、現在衆議院段階でお願ひをいたしております。その御審議をお願ひすることに關連いたしまして、当然四十一年度以来物品税の改正が行なわれておりませんことありまして、自動車のことだけを切り離してそういう措置をするのはいかかかということもあり、またその背後において物品税改正の方向はどういうふうにするつもりだとい

うことに関して、国会で十分御審議願ひの際に、御質問がどう出ようかということから、一応来年度以降の税制改正はこんなふうに進めることとしてはどうか、かなという事務当局の、いわば一種の試案と申しますか、心がまえと申しますか、そういうものを取りましてもたぬものがございまして、そのことが、あたらかも四十八年度の税制改正の大筋が基本的にきめられたものであるかのごとく報ぜられておるわけでございます。その点は誤りでございます。私どもは当然ことしの十月ないし十一月の時点におきまして、税制改正の案をまとめましたならば、税制調査会に御意見を諮問したいと思つております。

○多田省吾君 この際、物品税の免税点を一〇%引き上げるとか、それを八月一日から税法を改正して実施するんだということになりますと、当然もう免税点の關係から、物価にも大きな影響が及んでくるわけでございます。どうしてもいままでは大衆的な物品につきましては免税点以下に押えようということが行なわれてきましたから、この免税点が引き上げられるということになりますと、即そのまますまう物価にはね返ってくるぞというところが当然考えられるわけでございます。いまの御説明によりまして、八月一日から実施するようなことは絶対ないと、そして四十八年度税調に諮問するんだと、このように考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(高木文雄君) ただいま申しましたのは、四十八年度以降の物品税のあり方に関する新聞報道等に触れて申し上げたわけでございますが、重ねて免税点についてのお尋ねでございますので、その点だけに限定してお答え申し上げます。

多田先生よく御存じのとおり、免税点については政令で定めることになっております。したがって、免税点は政府が決定すべき事項でございます。ですから、免税点を幾らにするかということとは、これは税制調査会に審議を求めるとはい

たさないわけでございます。ですから、免税点をいつどのようにしてきめるかという問題は、これは政府のほうできめるというたてまえでございます。したがって、私が答弁いたしましたのは、その意味では若干不正確でございます。物品税の基本的な考え方なり、あるいは課税対象、物品の範囲をどう考えるか、税率についてどう考えるかということについては、この秋に税制調査会に伺うことになるかと思ひますが、免税点については政府のほうで行なうことになっております。

さて、それでは免税点についてどう考えるかという点でございますが、その点は現在の段階ではまだ明確にお答えいたしかねるわけでございますけれども、かねがね、四十一年度以来免税点が動いてないということについて、各方面から非常に非難のごうごうという状態になっております。御存じのとおり、免税点という制度は、いろいろの目的のために設けられておりますけれども、やはり物価なり、賃金などの水準に見合つて変えられるべきものであります。四十一年度以来動いていないわけでございますので、しかもこれは、法律でなしたに、政府の権限で定めるべき、政令で定めることになっておりますから、おろがれば、やはりこれを改正すべきものではないかというふうな考えを、八月一日というふうなことは何もきめてございませぬけれども、場合によりましたならば、年度内にもやりたいというふうなことを考へております。

○多田省吾君 税率等の問題につきましては、税調に諮問して、その結果は税調を通じてやるのだというところは納得しましたけれども、いまの免税点を引き上げる問題につきましては、政令でできるのだから、業者からいまままで不満が出て、いろいろ言われているから検討している、ただ八月一日から実施するとういうようなことは言っていない、こういう御答弁かと思ひますけれども、先ほど申しましたように、私はやはりこの問題は、ただ単に業者の突き上げに対して処置するといふこ

あくまで所得税が現行税制の中心的なものであると考へております。ただ、所得税がよりつばな税制として今後とも育つていきますためには、やはり現在のうちに物価、黄金等が上昇してきます過程におきましては、絶えず所得税についての減税が行なわれて、そして所得税の負担が過度のものにならないように配慮していかねばならない。いかに所得税が中心となるべきものである、いい税制であると申しましたが、これがあまりにも負担の重いものになりましては、これは制度が育つていかないとはいふに考へるわけでございます。そこで、間接税のほうの問題はこれはまたちよつと別でございまして、税制調査会の答申でも明らかでございますように、最近十年間に間接税の国税総額に占めます割合が大体一〇%下がりました。しかも、その下がりましたのが、非常に著実な傾向で、年々一%ぐらいつつ下がっていついていく傾向であります。これはなぜかと申しますと、背景となりましてこのわが国の経済構造によるところが非常に大きいと思ひますが、同時に租税構造にもよるわけでございます。こういうふうな毎年一%づつ間接税のウェイトが下がっていくという自体はかなり問題ではないか。必ずしも間接税のウェイトがもつと高まるべきだということまで考へなくても、今日までのように年々一%づつ下がっていくという傾向、なぜその傾向を生むかといへば、結局その裏にある租税構造というものがそうさせるわけでございまして、そういう租税構造そのものがやはり問題なのではないか。決して間接税は取りやすい税である、負担感が小さい税であるからよろしいというわけではない。そういう意味だけで申し上げているわけではありませんが、あまりにも間接税のウェイトが下がり過ぎるといふことは、やはり問題があるというところでございまして、ただいま御指摘のように、増税になるのではないかとお話しでありましたが、確かに、税制調査会の答申では、将来租税負担全体がわずかながら上昇していくことはやむを得ないであろうという前提に立っ

てものが判断されております。そういう意味においては、あるいは何か増税を頭に置いているのではないかと御質問に対して、それを否定するわけではございませんけれども、したがって、も将来財政需要が増加し、したがって、租税負担の増加がどうしても必然的に行なわれるならば、すまふでございまして、かりにそういうことがないといつたとしても、間接税のウェイトがこう下がっていつては、悪いのではないかと考へておるわけでございまして。○戸田菊雄君 ところで、いま所得税の分類は大体十種類に分かれておると思ふんです、利子所得あるいは配当所得あるいは不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡一時、雑所得と各所得があるわけですが、この捕提率は現状どのようになつておりましたか、計数的に、ちよつと事務的な問題で説明していただきたいと思ひます。○政府委員(高木文雄君) これは執行の問題でございまして、本来ならば国税庁が御答申申し上げるべきかと思ひますが、ある意味におきましては、国税庁は直接の担当者でございまして、国税庁からはいへん答弁がしにくいという立場もあろうかと思ひます。私の方からお答えいたします。そもそも捕提率の問題というものは、本来、全体が一〇%の捕提率であるならば、幾らの課税になつておるはずであるという数字がつかまつておれば、捕提率なるものが出てくるわけでございまして、あるいは現在の国税庁のやっておりますやり方、あるいは現在のわが国にございまして統計を前提といたします限り、たとへば山林所得は、本来全部捕提されれば幾らであるべきかという額の算定は、ちよつとできないという現状になつております。また、たとへば土地の譲渡所得なら譲渡所得の課税、これが本来ならば幾らあるべきである。しかるにかかわらず、ことしの申告ではこれだけしか出なかつたということ、初めて捕提率が算定できるわけでありまして、そもそも十種類の

種目別に、何ほどの取引があり何ほどの所得があるべかりしものである、そして平均税率がこのくらいのものであつたはずであるという数字そのものが、現在のわが国の統計その他ではちよつと不可能な状態になつております。したがって、捕提率を、何々所得についてはどういふ捕提率というところについてのあれはできないわけでございます。実は私どもも、これは主税局長の答弁というよりは、やや個人のことになつておるわけで、私どもも、現場の国税局長等の仕事をいたしておりましたときに、当然、まず捕提率が低いか高いかということがわかつておりました。いかに高いかという点が重点を置いて仕事をいたすべきやとすることがございまして、何らかの方法で把握したいという気持ちは当然強く持つておつたわけでございますが、現状なかなかうまい方法で、捕提率の前に、捕提率をべき所得の大きさそのものを把握することが、技術的に非常に困難である。しかし、そう言つておつてはいけませんので、そういう努力はいろいろな意味で重ねてはおりますが、総合的に捕提率をとらえるというところとはいたせない状態のまま今日に立ち至つておるというのが現状ではなからうかと思ひます。○戸田菊雄君 ちよつと順序立てて教えていただきたいんですが、年間の税収見積もりというものを立てますね。これは前年度の実績を土台にして、もちろん各般の政策あるいは経済情勢、いろいろなものが増減されて決定されると思ひますけれども、四十七年度も一定の税収見積もりが、たとへば所得税源泉徴収で幾ら、あるいは申告で幾ら、あるいは物品税、いろいろ出でてきますね。そういうものは結局一定の税収について算定基礎が明確だと思ひます。四十六年度なら四十六年度で決算をしてみたら一千何億増収になつた、こういうことです。そういうことになるとすれば、いま申告所得税の実態等について国税庁で詳細な資料を発表しているわけですから、捕提率が掌握で

きなくては、決算時にきて、税収が適切であつたかどうかという評価というものは出てこないのじやないかと思ひますが、その辺はどうなんですか。税収見積もりに対するイコール決算額、入った税金だけで、もう何かヤマカンです、ね、端的に言つと、決してそうではないと思ひます。このくらいいりつぱな資料を出しておるのですから、そうじゃないと思ひますが、いろいろ苦労しても、そういう部分での捕提率が明確化されておるというところは、どの辺にその欠陥があるのでしょうか。あまり事務が膨大で人員が不足だからできないというのか。あるいは現下の統計学上なかなかなかなかむずかしい。あるいは広範な社会情勢からいって、一つ一つの税務のものと捕提することはなかなかむずかしい。いろいろと要因はあるだろうと思ひますが、どの辺に一番欠陥としてそういう原因というものが存在するののか。この辺はどうなつておるのでしょうか。○政府委員(高木文雄君) まず歳入見積もりとの関係でございまして、現在の歳入見積もりは、前年度までの実績を一応ベースにいたしまして、そして、たとへば給与であれば、来年度の給与は人員でどのくらいふえるであろう、平均給与でどのくらいふえるであろう、ところが一方減税において、平均税率はこのくらい下がるであろうということも前提にしてはじき出して行くわけでございまして、したがって、すべて他の所得につきましても、物品税等につきましても、自動車なら自動車の蔵出しの台数がこのくらいである、それが台数のほかに、価格に税率を掛けるわけでございまして、蔵出しの価格は平均蔵出し価格は、いろいろな車種の車がございまして、平均蔵出し価格はこのくらいである、それに対して来年は、いまの見込みによれば製造見込みがこのくらいである。あるいは在庫がふえるとかふえないとか、輸出の分はこれは課税になりませんから、国内で売れる部分だけに物品税がかかるわけでございまして、国内の市場にこのくらい出ていくであろうという台数計算の見込みを立てまして、そうして

税率が変わる場合には、税率を繰り込んでというふうに計算してまいります。

それと、いまの捕提率との関係はどうなっているかと申しますと、結果的には、現在、つまり言ってみれば、非常に申し上げにくいわけでありまして、決して捕提率一〇〇％というところにはなっていないわけでありまして、その実績に合う率を掛けていくということになりますので、それから、現行捕提率を前提としたままで、毎年の税収が見込まれていく、こういう形になるのが実態であると申し上げるよりほかないと思っております。

それから、ただいま御指摘の、国税庁総務課が出しました申告所得税の実態の報告書というのにつきましても、私実はお恥ずかしいのでございまして、詳細に見ておりませんので、どの点を御指摘になつて、いまの捕提率がわからなければわからないのではないかとおっしゃつたのか、その点ちょっとよくわかりませんのですけれども、この資料そのものは、現実に納税をされました、申告なり調査などの結果に基づいた集計表でございまして、このもの自体が、言ってみれば現行捕提率のもとにおける結果をあらわしているものでございまして、これからはちよつと、捕提率がどうなっているかということとはわからないわけでございます。

それからなお、一点追加させていただきますが、いま現行の課税水準を、申告水準なり、税務署の調査を含みました意味での課税水準を上げていかなければならない、捕提率が現状のままではいけないわけでございます、上げていかなければならないわけでございますが、そのやり方といったしましては、あまりマクロものをとらえますよりは、むしろミクロに考えまして、たとえばある種の業種につきまして、このぐらゐの売り上げがあるとか、このぐらゐの業者の数があつたということが、いろいろの業界統計とかいろいろのものがあつておられますから、そういうものと、現在の申告、あるいは調査結果等の税務署の統計資料等を両方から照合いたしましたして、そして極度にど

うも捕提率が低いと思われておりますところの各種の業種、あるいは地域というふうなものについて重点的に調査をすることによって、漸次捕提率を上げるということに努力をされているわけでございます、そういう意味でいろいろの資料を使つておりますが、総合的に捕提率という形で把握するようなやり方というのは、現在やっていないというところなものでございまして。

○戸田菊雄君 そうですと、結局現下の捕提率というのは、その税収見積もりというものは、すべて実績主義を土台にしておりますやうなものは、それ以外にちよつと考えられない、現在の段階では、それ以外にないんですか。

○政府委員(高木文雄君) まあ一例を、たとえば農業所得なら農業所得にとりまして、農業所得に対する把握率が非常に低いというふうなことがいわれておりますけれども、はたしてそのほかのどのうなのかということについては、私もほんのうな農業所得については把握率が低いと思つていないわけでございます。これを、たとえば農業統計とぶつけてみたならば、何らかの形で農業所得についての捕提率が出さうなものだというふうな一般にはよくいわれるわけでございますけれども、全体としてはよくいわれるわけでございますけれども、生産がわかりましたも、これは直ちに課税推計にはつながらないわけでございます、そういう全体としての農業生産が、むしろ一戸一戸の農家の家計にどのようになつていっているかということにならなければならぬわけでございます。現実的に申しますと、たとえば私どものほうで、農業所得との関連で多少他の統計資料で大いに参考になりますのは、各農家の家計調査等の場合については、収入と経費というものが出てまいりますから、そういうものからいって推定される所得と、そういうものと、税務申告上そこに出てくるものとのアンバランスというふうなもので、ある程度の捕提率が高いとか低いとかいう議論はできますけれども、なかなかいづれでもきめ手になるようなものではないわけでございます、いまのところ、

捕提率の研究というのは、申しわけございませんが、十分進まないという実態でございます。

○戸田菊雄君 いずれにしても、現行、税の不公平、いろいろ言われておられますけれども、結局この捕提率の現行体制を見ても、給与所得とその他の所得で、このかね合ひというものは、やっぱり相当不均衡になつておるんじゃないかと思つたので、こういふことは正式方式については、何らかその対策がございまいしょうか。

○政府委員(高木文雄君) まあ問題は、所得といふのはどうやっていま把握されておりますかと申しますと、結局、収入から経費を引いて、その経費を引いたものから、税法上の諸控除を引いて所得が算定されておるわけでございますから、単純に言つてしまえば、まず収入が正確に把握されるという二点と、それから経費が正しく把握されるという二点がおきまして、かねがね私どもでは、そういう意味におきまして、かねがね私どもでは、青色申告制度というものの態等を特に進めておりますのは、青色申告制度を進めれば、これによりまして、少なくとも収入が正確に把握され、その経費が正確に把握される可能性があるわけでございます、青色申告制度によつて、経費、収入が正確に把握されてくるならば、それからあとは、なおいろいろ問題はございすけれども、大筋は正しい方向に行くことと申すことができます。しかし、サラリーマンの捕提率といふことは、把握率が高いということになります、サラリーマンについては収入の金額がますますつていけると、これはまあいわばガラス張りになつていっていることと申すことができます、把握率が高いと、こういうことと申すわけでございます、そういうことと申すわけでございます、それに比べて営業とか、あるいは商業という場合には、収入の額そのものが必ずしもガラス張りになつていない、いわば税務署に対してガラス張りという意味でなく、ほかの方、御本人以外のすべての方に対してなかなかガラス張りになつていないというところに、その辺の問題があるわけでございます、そういう意味から申しますと、先ほ

ど国税庁のほうから御答弁申し上げましたが、国民各位の納税協力ということが非常に重要だということをお申しておりましたけれども、その焦点は、やっぱり何はさておきまして、収入と経費の差額というものを、税務署とは申しませんが、よろしいので、一般的に知られるような習慣になることがまず必要である。その程度は、しかし五年前に比べればよくなつております、十年前に比べればますますよくなつております、非常にいい方向には向かつておりますが、なお、それが改善度がよくないということでおしかりを受けているという現状でございます。

○戸田菊雄君 結局、所得税の場合ですけれども、所得源泉の差異による所得の捕提のむずかし原因は、一体何にあるのかということなんです。ね。おおむね考えられることは、一つは、所得の概念規定のあいまいさが問題なのか、それとも税務行政執行上の所得税制の限界なのか、あるいは納税意識や納税思想、いわば倫理ですね、納税倫理に求められる、そういうものが問題なのか、あるいは財政支出、まあ広くは国会の、政治批判、こういうものがあるいはあるかもしれませんが、そういう政治的、社会的、納税者に及ぼす影響というのか、そういうものが問題なのか、どの辺に捕提のむずかしい原因というものが現時点で求められているのか、その辺はどう考えておりますか。

○政府委員(高木文雄君) これはもちろん、一般的には納税者のいわゆる納税協力といふこと、納税思想といふことが一番問題でございます。そういう意味におきまして、先般も当委員会御議論がございましたように、税の制度そのものの公平性ということが一つ問題でございます、それからまた、歳出についての不満がないということがなければならぬと思つて、そういうことが問題でございますが、同時にまた、非常に当面の問題といたしましては、国税庁で特に高額所得者ということを中心にして、課税のアンバランスが起らないということを重点に、これは国税庁のほう

の職員の数等にも限度がございますから、そうしたことも手が回りませんから、特に高額所得者を中心に、重点的に漏れがないような努力をいたすわけでございますけれども、その場合に、先ほど申しましたように、サラリーマンの給与のように、比較的、本来的にガラス張りになっておるもの、それから土地の譲渡なんかの場合にも、ある程度、比較的ガラス張りになっておるわけでございまして、いわば不表現取引といいますが、なかなか表に出てこない取引による所得というものもあるわけでございまして、そういうものに関する資料の収集、整備ということがなかなか思うように進まないというあたりに問題があると思っております。

○戸田菊雄君 国税庁長官おられましたから、同じような質問で申しわけないんですが、先ほど主税局長から一応の説明はいただいたんですが、いまだ十種類に及ぶ各所得税の所得区分があるわけですが、配当であるとか、利子であるとか、運用所得であるとか、いろいろございまして、そういうものの捕捉率が明確に把握できかねると、こういうことなんですが、その原因は、一体国税庁長官はどうお考えになっておられますか。

○政府委員(吉岡二郎君) 御承知のとおり、基本的に申しまして、わが国で申告納税制度を採用いたしましたから二十五年たっているわけでございます。申告納税制度のためまえから申しますと、各納税者がみずから所得計算をする、そしてその結果を税務署が検定をするというところで、完全な所得が把握されるという前提でございます。ただわが国の場合、終戦直後はインフレーションの関係で、非常に多くの納税者が納税義務に該当したわけでございまして、全然そういう納税義務を果たしたことがない連中もございまして、帳簿の記録が、商法の規定はございまして、実際はない者が大部分である。それに対して所得の申告を求めたところにかなり無理があった。それを改善するために青色申告制度というものを二

十五年に作りまして、帳簿をつけるという習慣をつけて、そこで初めて正しい申告ができる。その帳簿を正確につけてない限りは、いま主税局長申しましたように、まあいわば大まかな見積もりで申告をしていられるとすれば、税務当局側として、やはり外部資料等を収集して、推計をいたしまして課税するというにせざるを得ない。そういう点で、やはりこれは、私は、かなり青色申告も、事業所得者の六、七〇%まで普及してまいりました。申告の内容というものも非常に向上してきておると思っております。基本的にこの帳簿を保持する義務は、商法に定められておるだけではない。本来的には、税法においては記帳義務というものが潜在していると私は思っております。そういう記帳を促進させていく、そして納税者も税務署も同じ立場で見られる共通の基盤というものを早くつくり上げるといことが、私どももいまだ最大の重点になっております。そういう意味では、かなり捕捉率というものがこのころは上がってきていると申しますか、たとえば調査いたしました場合に、調査にもいろいろ種類がございますけれども、一つは、調査ではあるけれども標準的なと申しますか、大体業界の実績というものをつかむような調査、あるいはまた脱漏の多そうなるものを重点的に調べるという一般の調査、いろいろございまして、いつも発表いたしております調査は、特別調査とか、あるいは普通道の調査でございます。脱漏の多そうなるものを大体調べた結果でございますので、非常に把握率が悪いと言われるわけでございますけれども、ほぼ平均で九割に近い申告と調査でございます。ランダムサンプリング調査でございます。ほぼ平均で九割に近い申告という調査の結果が出ております。そういう点で、帳簿がだんだんと普及していきはばこの開差というものはないかと思っております。現在の段階では、昭和三十年ごろから言われております九・六・四という状態は非常に改善されておると私は思っております。

○戸田菊雄君 まあそこで具体的に、実は主税局長にいま伺っておったのですが、いまの国税庁長

官の答弁を聞いておると、やはり税務行政執行上のもの、いわば所得税制の限界といいますが、この辺にやや問題があるようにいまの答弁を承ったのですが、そういう理解でいいですか。

○政府委員(吉岡二郎君) 私がして申せば、各々の税法にございまして、もうそろそろ記帳義務というものを課して、お互いに正しい基礎をつくり上げるとい時期ではないか。そうすれば、納税者のほうも、めんどろにはなりませんが、トラブルが避けて、しかも正しい申告がでる事態がくる。そういう意味では、わが国では昭和二十五年に青色申告をつくったと申しますのは、欧米に比べて記帳習慣が乏しい、したがって、これを育成してから、記帳義務というふうな本来あるべき義務をつけるべきだといふ考えだと思っております。記帳義務をかなりの範囲で税法に規定をしてもいいのではないかと。つまり税法が、執行面というものを考えた税法により近づいていただきたいという感じがいたしております。

○戸田菊雄君 たとえば週日医療控除等についているような問題があつて、それじゃこれをひとつ調査してみようということではできないんですか。その内容は、現在未発表のまま今日据え置かれていた状況でなければ、しかしいざにしていけば、逐一いま長官が言われたような捕捉率の把握についても、相当数上昇して、完べきな体制に近づいていくんじゃないだろうか、こういうふうには私は考えるわけなんです。各所得をいろいろ見ましても、給与所得だけは完べきな捕捉体制をとられているんですね。これは源泉徴収だらいいやおうなですね。しかし申告のほうを見ますと、いま言ったようにいろいろな難点が存在する。あるいは雑所得あるいは山林所得とか、そういう問題も申告でやつてはいるけれども、いま言われたように、当該会社の帳簿の面が不備であつ

たり、あるいは中には悪質者があつて、意識的にやられたり、実際問題としては非常にむずかしい問題でありますけれども、これはやはり公平という立場からいっても、私は業務体制の中で逐一完べき体制というものをとっていくのが至当ではないか、こういうふうにお考えおられるわけですか。ぜひその点はひとつ今後十分御検討をいたしまして、少なくとも税公平に持つていくようにしていただきたい。

それから経費ですね、この支出、すなわち必要経費ということになるわけですが、これは現行のところは課税体、これが稼働者単位でいくべき消費単位でいくべきか、二つにおおむね区分されるのではないかとお考えですが、現行は両面をいろいろ税務に従つて適用範囲というものをやっておられるんですが、これはどちらに一体ウェイトを置いて整理をしようというのか。たとえば最近国民の中には、もうこの給与所得者の場合、少なくとも給料をもらったものを再生産に必要な、いわゆるカローリ等を含めてそういうものに持つていくという意見も、これは率直に出てきておるんですね。しかし、いま現実にはやられておるの、そういうことではなくて、人的控除、いわゆるこういうものを土台にして、四名家族ならば大体六十八万まで、こういうことになっておる。確かにむずかしいとは思つておる。私、現行の人的控除体制を全面的に排除して、そういうことじゃない。やはり一つのいまの行き方であると思う。しかし、これを高めていくということになりますと、やはり大蔵省には人的控除の各々のメニューというものは全くあやふやなんです。そのときの割り勘制度みたいな、場当たり主義でやられておるんじゃないかと思つておる。これは積算基礎については全く明快な胸のすくような答弁があつたためしがないわけ、そのまますと審議が終わつちゃう。だから、いざこれこういう問題については、一定の見解のもとに、一定の方式というものを編み出されたいかなければ、基本がはつきりしてないから、いろ

いと不公平さというものが存在するでしょうし、国民の不满というものが解消しない、こういうふうな考えのわけなんです。その辺の見解は一体どういふ状態が一番いいの。現行はわかります。将来これに対して一定の方向を打ち出していくとすれば、検討の方向というのはどうあるべきが一番いいの。その辺についてひとつ見解を聞かしていただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 所得税の組み立ては、収入から経費を引きまして、その引いたものからさらに諸控除を引く、それを課税所得として、その課税所得に税率を掛ける、こういう計算方式をとっておりますのは、これはほとんど各国を通じてどこの国の所得税制の場合にも変わりないところだと思ひます。

先ほど、稼得者単位、消費単位の問題にちよつとお触れになりましたけれども、それは所得計算する単位として、一家でかき手が三人なら三人いた、二人なら二人いたという場合に、そのかきぎ手についての所得を全部合算をして、そしていまのような計算をするかどうか、日本のように稼得者単位で、一人一人所得のある人単位に計算するかという計算単位の問題は一つございませうけれども、この計算単位の問題を置き置かして、それ以降の計算方式といたしましては、収入から経費を引いて、そして一定のワタを控除として引きまして、それを課税所得としてそれに税率を掛けるという方式は、これは大体まず万国共通と言つてよろしいのではないと思ひます。その場合に、控除の額、たとえば人的控除額は、ただいま基礎控除が二十万、配偶者控除が二十万、扶養控除が十四万になっておりますが、

【委員長退席、理事柴田栄君着席】
それを合計すれば、たとえば夫婦と子供一人で六十八万円になるわけでございますけれども、その六十八万という額が、現在の日本の生活水準における生活費なり、あるいは収入水準なり、先ほども多田委員から御指摘がありましたような、中学と高等学校出て就職した者が、すでに納税しな

きやならぬというふうな関係になつてくるということがいかに悪いかというふうな、いわゆる課税最低限のきめ方の問題、この額をどのようにきめることが望ましいかということにつきましまして、これは大いに研究すべきものと思つております。それで実は昨年も若干その点に触れまして、諸外国の制度を、ごく大ざっぱでございますが、諸外国の制度を、ごく大ざっぱでございますが、まだまだほんの入り口でございますので、十分その課税最低限といひますか、諸控除の計算基礎をどのような点に求めるべきかということについての各国のやり方等も、十分御披露できるような資料を持ち合わせていないというのが現状でございます。しかし、われわれといたしましては、その点は、やはり現行の制度が大体万国共通の制度でございますから、現行の制度の上に立って、そしてそのきめます額といふものをどのような基準のもとに立てていくべきかということの検討を進めてまいりたいと思つております。

○戸田菊雄君 それからも一つは、国税庁から「昭和四十五年分税務統計から見た申告所得税の実際」というのが発表されておるわけですが、この八ページの「納税者の所得構造」というところに、「納税者数、所得金額および税額の推移」という一覽が載つております。これはあくまでも申告が土台ですから、源泉者は除かれておるといふことであらうと思ひます。これで私もちよつと資料を拾つてみたんですが、昭和三十六年に給与所得者数は二千三百七十九万人、うち納税者数は千三百六十七万人になっておるんですね。ですからこの構成比は五四・九%。それから農業所得者数、これが三百五十一万二千、うち納税者数が二十一万人で六%。それから農業以外の事業所得者数、これが五百十九万人中八百四十四人で二〇・九%。それが四十四年にまゝいりますと、給与所得の場合には三千九百九十九万人、そのうち納税者数が二千九百九十四万五千人、六八・六%。ですから、三十六年比、約八年前のことになりまして、一四%程度増加をしております。それから農業所得者ですけれど、これは二百六十四万八千人、そのうち納税者が四十四万九千人、大体一七%ですね。それから農業以外の事業所得者が六百十三万人で、そのうち納税者が百九十九万三千人、三二%。四十六年を見ますと、給与所得者の納税者は三千三百九十五万人中二千六百三十三万二千一人で、七七・五%。こういうふうな、所得納税人員の推移を見ても、年々非常に増加してきておるんですね。私

は、このこと自体は、一面で所得総体が引き上がったということもあるいは言えるかもしれせんけれども、いづれにしても納税人員がふえていっているわけですから、この納税人員の緩和と政策を何らかとつていく必要があるんじゃないか。そうだとすれば、所得税全体について、人的控除なり、税率の問題なり各般の非課税所得なり、全体を洗い直して抜本的に検討する時期にきていんじゃないか。このままいくと、おそろくあと五、五年か十年過ぎますと、所得のある方はすべて課税対象になつちまう、こういうふうな思ふ。一面、経済情勢が非常に大きくなっていておる、所得もふえていておるけれども、ただ名目所得が大部分採用されて、実所得といふものを非常に監視をされる、そういう状態も一面としてあるんじゃないか、こういうふうな考へるんですけれども、こういう所得税の納税人員の増傾向に対してどういふふうにお考えになつておられますか、その辺の見解をひとつ。

○政府委員(高木文雄君) 納税者の数がふえておるといふことについては、給与所得者と給与所得以外、特に営業所得者の場合とは若干事情が違ふのではないと思つておられます。若干、ことばに差し支わりがあるかもしれませんが、事業所得者については、先ほどの申告水準の問題、把握率の問題等がございまして、最近、非常に幸いなことになりまして、それがまたまだ十分とはいへない結果、実質的に所得の把握率も上がつてきておるといふことがございまして、これは、かりに

納税人口がふえたと申しましても、そのこと自体はさして問題にはならないかと思つております。ただ、給与所得者につきましましては、おっしゃるやうに非常に急激に納税人口がふえてきておるんです。その納税人口がふえるのは、しさいなる検討はまだ十分できておられませんけれども、先ほど多田委員の御質問にお答えいたしましたとおり、初任給の急激なる上昇などに影響されて、独身者の、しかも非常に年輪的にもまだ若い、学校出たての納税者が非常にふえておる、こういう現象になつておる。そのことについてどう考へるべきかという問題があるわけでございますが、先ほどもお答えしたとおりでございますが、納税人口の増加ということにつきましては、また別の意味で、一方において就学率が最近非常に高まつていることから考へますと、中学校を出て就職した人、高等学校を出て就職した人が、就職後直ちに納税対象になるということについては、そういう意味ではかなり問題があると思ひます。

【理事柴田栄君退席、委員長着席】
今度、別に、他の所得者、他のサラリーマン、すでに勤務を始めて十年なり二十年たつて、子供が一人ないし二人いるサラリーマンの課税最低限との比較において議論いたしますと、これはいろいろ議論のあるところではありませうけれども、必ずしも、独身者が最も気の毒であるといふか、負担が重過ぎるといふか、これをまっ先に軽減すべきであるといふことに皆さんの御意見が一致するとも言えないのでありまして、やはり最近の教育費の増高の傾向だとか、そういうこととの関連で、子供さんを二人なり三人なり持つて、そして学校に子供をやっていっているという家庭の教育、それからだんだん中堅層になつて、これからそのその住宅でも建てようという余裕を持たすべきであるところの中堅層の租税負担というのについて、相当これは重視すべきであるといふお考えも、かなり広範囲にいろいろ言われているわけでございます。そこで私も、ある時期にはた

ども、これは二百六十四万八千人、そのうち納税者が四十四万九千人、大体一七%ですね。それから農業以外の事業所得者が六百十三万人で、そのうち納税者が百九十九万三千人、三二%。四十六年を見ますと、給与所得者の納税者は三千三百九十五万人中二千六百三十三万二千一人で、七七・五%。こういうふうな、所得納税人員の推移を見ても、年々非常に増加してきておるんですね。私

は、このこと自体は、一面で所得総体が引き上がったということもあるいは言えるかもしれせんけれども、いづれにしても納税人員がふえていっているわけですから、この納税人員の緩和と政策を何らかとつていく必要があるんじゃないか。そうだとすれば、所得税全体について、人的控除なり、税率の問題なり各般の非課税所得なり、全体を洗い直して抜本的に検討する時期にきていんじゃないか。このままいくと、おそろくあと五、五年か十年過ぎますと、所得のある方はすべて課税対象になつちまう、こういうふうな思ふ。一面、経済情勢が非常に大きくなっていておる、所得もふえていておるけれども、ただ名目所得が大部分採用されて、実所得といふものを非常に監視をされる、そういう状態も一面としてあるんじゃないか、こういうふうな考へるんですけれども、こういう所得税の納税人員の増傾向に対してどういふふうにお考えになつておられますか、その辺の見解をひとつ。

なものとは事、本質的に違ひ、日本の場合は、結局再就職して働かなければ、そういう家族を養っていくとか、自分自身の生活が成り立っていない。六・一％です。女の場合で二四・五％です。六十歳から六十四歳までは男は八一・四％、だんだんふえてくる。女が三九・三％。六十五歳以上でやや下回って、男が五〇・三％、それでも半分以上です。女子の場合でまた一七・八％、六十五歳以上で、六十五歳から六十九歳、男のほうがふえている、六八・五％。女もふえている、二七・二％。七十歳になって男が四九・一％という就業率、半分以上です。こういう状態では、これは八十歳以上もおりませんけれども、こういうのがいまの老人の生活実態ではないか、こう考える。だからどうしても、私はそういう面からいけば、生活保障体制というものを、十分この都府に、政府が目玉商品と言ふならば、もっともこのやほり高額の資金を出すべし、各般の施設も増設をしていく、そういうものが、このいわゆる整備五カ年計画の中にも盛り込まれてこなくちゃいけないと思ふのですけれども、そういう内容が非常に貧弱だと私は思ふ。これはどうですか。前途に対する老人対策の展望について、ひとつ政務次官の高邁な御議論を伺いたいと思ふ。

○政府委員(船田護君) 全般的なことを申し上げますと、私もたまたま戸田委員の言われましたように、私が先ごろ答弁の中で申し上げました、このしの施策の中で、老人対策は目玉商品だと申しましたが、その実態がまだまだおまへの言うほどたいしたものじゃないか、という御意見は、どうもたいへん残念でございますけれども認めざるを得ないと思ふ。先ほど申し上げたところにございます資料では、寝たきり老人対策の対象人員が三十四万と出ておりました、それに對するホームヘルパーの数字が六千四百六十名というふうになっておることをちょっと申し上げておきます。そのほかに、ひとり暮らし老人対策で、やはり対象がほぼ同じで三十五万人でございます、これに對して介護人の派遣の人数が三千

四百人から五千七百二十五人にふえたというふうなことでございますので、あるいはこの両者の数字をおつしやられたのかと思つておられます。それから六十歳以上の高齢者の就業率が、先ほど御指摘になられましたように、男は六〇％強、女は二四％強ということ、これはやはり國の老人福祉関係の施策がまだまだ不十分だということへの一つの証左であるという点は、私も認めざるを得ないと思ふ。と同時に、健康保険関係等の問題におきまして、最も働けてしかも収入が多い時代は、わりあいと給付のよるしい制度の中におかれて、いよいよ病氣をしやすいなりまして、しかも収入が落ちてまいりましたときに、給付の程度あまりよくない制度に移らなければならぬというふうなことも、当然われわれは再検討していかなければならぬと思ふのでございます。さらにことしの社会保障関係費が一兆六千四百億円のほつておられますけれども、そのうちの半分近くの八千四百八十億というものが、実に社会保障関係の事業でございまして、純粋の社会保障費はその残りのものであるということをお考えしてみまするときに、確かに御指摘のようになつておるとおると私も思ふざるを得ません。

で、今後でございますけれども、たとえば先ほどの御質問の中にございまして、老人の医療の無料化につきまして、実は政府が始めます前に、各地方自治体がそれぞれに始められたものを、途中で政府が引き取ったというふうな形でございます。その対象の年齢も、政府の場合は七十歳以上ということにございまして、必ずしも地方自治体が最初に始めました例には及ばない点もございまして、そういう面を次第にならしてまいりまして、せつかく地方自治体がその乏しい財源から思い切つて始められたところの老人医療の無料化というものを、政府の施策としても裏打ちをせよというふうな感じがするのを感じます。さらに諸外國でやつておりますように、元気で働ける時代にいわゆるペンションを積み立てまして、そのペンションを、い

わば支払ひ準備基金というふうなものに對して、これはいまいろいろ議論もございますけれども、その積み立て方式でいくか賦課方式でいくかというふうな問題でございまして、とにかくそのペンションを高齢で退職いたしましたから十分に払い戻しを受けるような形において、社会に老齢を押しつけて就業をしなければならぬというふうなことがなくて済むような、そういう制度を推進させたいかなければならぬと私も考えておるわけにございまして。

○戸田菊雄君 それで今度、厚生省から参つておられますから厚生省からでけつこうです。

この老人福祉対策あるいは心身障害者対策、母子福祉対策、いろいろございまして、これの中心は厚生省では何だと考えますか。

○説明員(山口新一郎君) たいへんむずかしいお尋ねでございまして、私は老人福祉の担当でございまして、やはり老後の問題に限つて申し上げますと、やはり老後の問題でございまして、第一にその生活費に對する対策ということで、やはり年金の確立というものが一番大きな問題にならうかと思ひます。二番目には、やはりお年寄りにはからだに心配でございまして、そういう意味では、いざ病氣になつたときに、医療が容易に受けられるというふうな意味で、今回の老人医療対策というよりなものが一つの柱にならうかと思ひます。それから三つ目には、やはり老後の生活も張りのある生活をする必要があるというふうな意味で、生きがいのためのいろいろな対策というものが必要であるかと思ひます。そのほか福祉関係として、やはり、寝たきりでありますとか、あるいはひとり暮らし、そういうふうなことで、一般のお年寄りの中で、ごく一部ではございまして、いろいろなハンディキャップを負つた方がいらつしやるわけにございまして、そういう方のためいろいろな対策を講立していくというふうなふり考えられるのじゃないかと思つておられます。

○戸田菊雄君 いまおつしやられたような諸要因というものがあつたらうと思ひます、対策として

ことに私は、一番重要だと思ふのは所得保障じゃないかと思ふんですね。やはり所得がなければこれは生活の道がたどるわけですから、ここをやつぱり中心に置いて、十分所得保障態様というものを考へてもらわなければいけないと思ふんです。

そこで主税局長に質問するんですけれども、いま再就職をして一定の収入を得る。そういうものを——いま読み上げた数字にあるわけですから、同様、その六割以上は、私の調査によりまして年金生活者ですね。ところが、この年金も、最近やめられた人はそれでも十分だとは言へませんけれども、まあまあ。しかし、それは高額の年金の場合。一般の退職者の場合には、とうていそんなもんじゃ生活の足しにならない。かろうじて、つとめておつたときの給料の半分くらいで再就職して、それでまかなつておるといふのがいまの実態です。こういうことになつてまいりますと、いまの課税措置からいって、そういう年金課税がやられておるわけですから、やはりこの面の生活保障、所得保障、そういう立場からいって、私は課税面の対策というものを十分行なつていくべきじゃないか。ことに、二十年代にやめて一定の年金なり恩給をもらつておられる方は、容赦なくやつぱり税金を取られておられます。たとえば、生活保護者以下の年金をもらつておつても、それは課税対象になつておる。そういう課税の内容の検討はぜひ私はやるべきだと思ふんですが、その辺はどうでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 現在の所得税法上の扱いといたしましては、所得税法の二十九条で次に掲げる年金は、給与等とみなすということで、給与所得扱いになつておられます。それは一つには、年金を受けられる方が、年金だけで生活しておられるというのが通常の場合であらうかと思ひますが、他にいろいろ所得がある——どこか企業なり会社なりをやめられて、そして他にまたおつた企業からは、いま御指摘のように、いままでの半

分かれませんが、給与を受けられる。か
りに、同じ年金を受けておられる方でも、新しい
企業にうつめられた先で受けられる給与の額が違
えば、これはやはり、新しくつとめられた先での
給与と、いままでの年金と合わせたところ、所
得が多いか少ないかということを見て、やっぱり
課税の公平を保たせるべきでありましようとい
うこと、年金につきましても、給与所得と見て
課税をするという現行制度は、いまのところそれ
でよろしいのではないかと感じを持っており
ます。

ただ問題は、いま御指摘のように、まあそれ
もつとめておられる間はよろしいが、またその先
のことを考えなければならぬということもあるわけ
ですから、老人対策の一環として、年金受給者の
課税扱いを、そのときそのときの時点だけではな
くして、もう少し長期に見るべきだといふ問題も
ございませう。その点につきましても、今度創
設をお願いしている老人扶養控除制度ではなく
て、老人が稼得者である場合の、老人の所得控除
制度がいまのような額でよろしいかどうかとい
うような問題もあるかと思ひます。それから一
般的に、現在、年金、退職金についての課税がい
まの制度でよろしいかどうかという問題もあ
るかと思ひます。かねがね、年金、退職金につ
きましては、だいぶ前回の改正以来時間もたつて
おりますから、一べん見直してはどうかといふお話
もあるかと思ひますが、私ももうそういう時期が
迫つてきておるよ様に思ひます。ただいま御指
摘の問題も含めまして、年金退職金等の課税問題
を検討いたします際に、ひとつ一べん総ざらいに
検討してみたいと思つております。

なつております。さらに、みなし給与として課税
されるものは老齢年金、やっぱり課税対象になつ
ていますね。それから通算老齢年金、これは同じ
ように課税をされる。障害年金は非課税になつて
おる。それから遺族年金、同様に非課税でありま
す。それから船員保険では、老齢年金が課税、通
算老齢年金が課税、障害年金が非課税、以下、寡
婦、遺児、遺族年金、これはすべて非課税、
等々、もつとあります。一ばいあります。課税、
非課税の分類は、課税、非課税ということになつ
ておるわけですが、私は、今回老人の扶養控除引
き上げ、これは反対じゃないのです、賛成なん
ですが、もしこれをやるとするならば、非課税方式
の範囲拡大ということ、この辺の検討も同時に
あつてしかるべきじゃないかと思つておるわけ
です。たゞ、その辺の見解はなかつたかと思つて
おる。たゞ、わが党の竹田委員の長期答申の抜
きの資料、要点的にこの税調の答申をすつと見
れば、三十九年、四十二年、四十二年といわば
養育除あるいは老人のそういう控除に対して、一
つの方針が出ておる。しかしこれは、人的控除
の基礎控除からいけば、あくまでも一貫して答
申の内容に即しておることは、私の読んだ範囲で
は、これは補完的役割というところだと思つて
おる。だから、そういう意味合いで、四十三年度
の答申は若干ニュアンスの違った形になつてお
る。答申は若干ニュアンスの違った形になつて
おる。私、抜本的に、これらの年金、ことに老人
の唯一の生活保障、そういうものに對しては、早
期に抜本的に改善策をとられていいじゃないか
と思つておる。でき得れば非課税対象に範囲を
拡大されておる。それが望ましいのじゃないか
と思つておる。現行、これに指定をされ、みな
し給与として、それぞれ年金や保険の種別によつ
てやられておる。ここから税金の徴収されるの
は額にしてどのくらいありませう。もしその辺
も含めておわたりならひとつ説明していただき
たい。

金の給付額は比較的低い水準でございすので、
他の所得と合算した場合に所得税の課税になりま
す。したがういして、年金にかかる税額が幾ら
あるかということ、年金受給者が、たとえば恩給
わけにございす。年金受給者が、たとえば恩給
とか企業年金というものをもらいます場合には、
源泉徴収がかかるわけにございす。源泉徴収
額で見ますと、四十五年に八十四億といふこ
とになつておる。これは申告によつて還付さ
れるものもあり、納付されるものもあり、正
確に、年金受給者が払つておる税金が幾ら
あるか、ということ、これは判明いたしません。
政府委員(高木文雄君) 年金課税の問題につ
きましては、ただいま私の答弁が不十分で
ございまして、戸田委員から言われまうと十分
課税されないものと課税されるものとに分か
れておる。私が先ほど申しましたように、給
与とみなされるものを申しましたのは、いわ
ゆる一般の年金は給与扱いになっておるとい
ふこと、それ以外に、一種の福祉制度
として支払われている年金につきましても、非課
税の扱いがある。ただいま戸田委員から御指
摘のとおりでございす。私どものほうでは、
非課税としておるものと給与扱いとして
おるもの、本来その年金がいづれの性格の
ものか、一種の所得保障的なのか、それとも
福祉政策的なものであるか、これを区別して、
福祉政策的なものであると考へられるものは、
非課税扱いにしておる。通常の所得を、老人
のための——老人といふものは、退職後の一
種所得保障であるといふものは、それを給
与所得扱いというように仕分けておるわけに
ございす。だんだんこの年金制度が、いわば
複雑多岐になってまいりました。よつてもつて、
金額もまただんだん動いてまいりました。した
がつて、その辺については相当交通整理の必要
があるかと思つておる。その辺は、あるいは
御指摘のように四十七年度——今年度におい
ても少し勉強をすべきであつたかと思ひませ
んが、

実は退職金等につきましても、だいたいいろいろ問題
はございす。年金につきましても、受給者につ
いていろいろ問題がございす。同時に、年金の掛
け金等についての課税の問題というのが一つ別途
ございまして、それらを総合的にどう見るとい
うことで、一度どうしても年金制度について総合
的な洗い直しの必要がございす。ちよつとその時
間が不十分でございまして、間に合はなかつ
たというのでございす。最近の機会に、
年金制度全般についてひとつ、それは、ただいま
お話の点は年金受給者の課税の問題でござい
すが、受け取るほうの人の課税の問題でござい
ますが、その年金、ファンドといふものは、た
まつておるものについてどうするか、これは民間の
いろいろ、公的年金もございす、私的年金も
ございす。そういうものについての課税問題等も
総合的に判断をいたしまして、これこそなるべく
早い機会に交通整理して、結果を改正案の形で御
審議を求めたいと思つておる。思つておる
ます。

○戸田菊雄君 いまの答弁で了解するんでは
けれども、まあいづれにしても、年とつて汗水たら
してせつと働いて、大体一般地方公務員とか、
公務員やめて民間に行つた場合には、労働条件は
もつと過酷ですよ。従来、八時半から四時まで、
一時間休憩でやつたものが、六時からまで、た
えば交通公社に行つて観光客なんかをやる方
な八時ごろ帰つてくるんです。あるいは銀行の、
いわばガードマンや守衛なんかやつておる人は一
夜交代、いま五十五歳の、ほんとうに死にもの狂
いで働いてきて、それからまた夜寝ないで一昼夜
交代ですね。そういう者が生活補てんのために働
いて、そして年金と、いま課税がおつしやられた
ようにみなし給与として総合課税ですから、総合
所得としてそれに課税をされる。このぐらゐ、額
にして八十四億円、決して私は粗末にするわけ
じゃありませんよ、八十四億円でも、だけれども、
この程度の総体課税金額ならば、何とか、いま主

税局長が言われたように、抜本的に洗い直しをして、そういう制度上の問題について検討する、こういうことでありますから、それで了解するんですけれども、ぜひひとつこの問題については、そのように今後進めていっていただきたいと思うので、要望申し上げておきたいと思つてます。

それから寡婦控除の場合ですけれども、現行の改正で二つだけ、二項目設定をされたわけですが、この計数は大体どのくらいあるんですか、寡婦控除対象の。

○政府委員(高木文雄君) ちょっと古い数字で申しわけございませんが、四十四年の数字を申し上げます。寡婦控除は、申告で約十一万七千人でございます。それから源泉のほうで三万八千四百人、これは重複は若干あるかと思つてますが、ほとんど重複は少ないかと思つておられます。

○戸田菊雄君 これは合されると大体十五万、こういうことになりませんか。今後の増加の見通しは、どういふ見通しをされておられますか。

○政府委員(高木文雄君) ちょっと正確にはわかりませんが、四十七年度から今度の制度によつてふえます寡婦の数は約十五万人ぐらゐるのではないかと、従来は扶養親族がなければいかにぬという数が十五万五千ほどございますが、今度扶養親族の制限ははずれます。ただ、死別に限るといふこととでございますが、それでふえますものが約十五万ぐらゐるのではないかと推計をいたしております。

○政府委員(高木文雄君) あるいはそういう御批判を受けるのやむを得ないかと思つてます。反省をいたしましたところ、若干そういうことになつたかと思つてますが、それは実は最近の産業政策が、主として通貨問題に関連をいたしました国際的に緊張をきたした。それで自由化等が積極的に進められなければならないということになつてきた。で、資本の自由化も非常に勢いで進んできた。別物品の輸入の自由化も非常に勢いで進んできたわけでございます。それと関連いたしまして、自由化は行なうが、それは言つても、その競争によつて、直ちにわが国企業が激激なるショックを受けては困るといふようなことがありましたので、多分にかゆいところに手の届くようなことになるかもしれないが、そういう意味のもろもろの施策が産業官庁を中心にしてはかられまして、私どもへのいろいろのな税制上の御注文も、かなり本年度はいつもの年比べて決して負けず劣らず、いろいろきめこまかきものがあつたわけでございます。しかし、私どもの力及ばずということがあつたかもしれない。あつたかもしれないが、私どももいたしまして、これは決してそう無反省にいたしますか、これを取り入れたわけではなくて、相当、取捨選択、よほどのことがない限り認めないことにしたつもりでございますが、かなりいろいろと多種多様なものになつたことは、結果としてそういうふうになつたことは、御指摘のとおりであらうかと思つてます。今後はその反省の上に立っているいろいろ考えてまいりたいと思つております。

○戸田菊雄君 留保金控除の年三百五十万、この線の引き方は、どういふ考えで三百五十万というものを置かれたのですか。

○政府委員(高木文雄君) 留保金課税は、同族会において、要するに留保と配当をどう仕分けするかというところは、ごく少数の経営者によつて判定されますから、そこで留保金課税制度というものが個人所得とのバランス上必要だということであ

あるわけでございます。それには三つの条件がございます。それは、現在の留保の額がある程度になるまでは、何も留保金課税をする必要はないというところで三つの基準がございます。一つは、資本基準でございます。あと二つが所得基準でございます。従来は二百万あるいは所得の三五％というところになつておつたわけでございます。そこで若干、二百万までは留保してもよろしい、あるいは所得の三五％までは留保してもよろしい、留保課税になりませんよ、こういうことであつたわけでございますが、今度それを二百万のほうにいわばひつかかつて留保課税になる企業、比較的下のほうの企業の留保課税をしないようにしようというところで、それをどの程度上げるべきかということを考えてわけでございますが、まあこれはあまり決定的な目安がございません。そこで一応所得が一千万円の場合を考へてみますと、一千万円の場合、現在三五％という率から申しますと、ちよつと三百五十万ということになります。ですから、率と関係なく所得一千万円ぐらゐまでのところはまあ留保課税をやめましようということとで、一千万円掛ける三五％ならちよつと三百五十万になりますから、ここです三百五十万までは無条件に留保課税はいたしませんということにいたします。あとは一千万をこえますというところ、今度は三五％をこえる額について留保課税にするというところをいたしますれば、現在の三五％という率基準と金額基準とが一千万円そこで合いますので、一つの目安として一千万円のところを合わせようということ、三百五十万という金額を選んだわけでございます。

これによりまして、現在留保課税の対象は大体八万社ぐらゐになつております。現在同族会社の数は大体九十万ちよつと欠けるぐらゐ、八十七、八万でございますが、そのうち八万社ぐらゐが留保課税の対象になっておりますが、今度の改正によりまして、留保課税の対象数は大体五万社ぐらゐに減るであらう、つまり三万ぐらゐが二百万か

ら三百五十万に改まることによつて減るであらうというふうに考えられます。留保課税の対象になつたものは三割五分ないし四割というものについて今度は対象にしないことにはいたしません。うというの、対象のほうからの検討はそういう意味でございます。

○戸田菊雄君 この前總理にも一応指摘したのですけれども、いまの法人税の体系として、同じ事業形態のケースでも、会社の名称を変えることによつて、株式会社すれば、

必要経費においても、あるいは税においても相当低額になる。自分自身であくまでもやつていけばこれは相当高いものになる、こういう一つの矛盾したいまの法人税体系というものが存在をされているわけ。こういうものもどつちへ持つていくのが、株式制で課税をしていくなら、やはり個人で同ケースのものは全部そつちへひつくるめてしまふということがあつてもいいんじゃないかと思つてますが、いづれにしても、そういう不公平にわたらないような整理のしかたというものがあつてしかるべきじゃないか、こういうふうにご考へるんですが、きのう總理あまり明快な答弁をしてくれませんでしたから、主税局長、その点も含めて御回答いただきたい。

○政府委員(高木文雄君) これまでも実は個人事業の法人成りという現象が非常にどんどん行なわれておりまして、現在、御存じのように、日本の法人形態の事業というのには約百万に及んでおります。この現象は、世界的に見ましてもちよつと日本の特異な現象でございます。

法人成りをするのはなぜか。私どもの仕事に関する限りでは、税が法人税のほうが安いといひますか、法人のほう有利だから法人成りするのかわりか、これは、従来からいろいろ調べておるわけでございますが、どうも会社かふえましたのは、必ずしもその税だけの理由でもないようでございます。いろいろ従業員を募集するの、やはり会社という名称が使われているほうがぐあいがよ

【委員長退席、理事柴田榮君着席】

しいとか、その他いろいろの理由によるようございませう。しかし一般的には、法人のほうが個人の場合よりも税が安いからということで、法人成りが行なわれるのだというところがよくいわれておるわけでございます。私も、法人である以上は、やはりいろいろな意味において法人としての体をなしておることが望ましいのでありまして、一種の租税回避行為のためにのみ法人ができることは好ましくないと思っております。

そこでその対策ということになります。さて現在中小法人の税をさらに現行以上に加重をしていくというのものがなまのかと考へられますので、問題は、今後の方向といたしましては、やはり全体として所得税の軽減をはかつていくべきではないか。所得税の軽減問題は、サラリーマンにつきましてもそうございませうし、今後とも長期の課題として引き続いて行なわれるべきだと思ひますが、所得税軽減があるテンポで行なわれますならば、個人経営者につきましても、この所得税の軽減をどの辺にウェイトを置いてやってもいくかということによつても違ひますけれども、その辺も配慮しながら、所得税の軽減を行なひますならば、個人でやることとさほど不利ではないということになつてまいりませうからして、ただ税のためにのみ法人になるということにはならないと思つておられます。

ただ、それに関連いたしまして、先生先刻御承知のとおり、事業主報酬問題というのが起つておられます。個人経営者の事業主について、一種の給与所得控除に類するような控除制度を認めるべしという議論が起つております。この議論は、いま御指摘の点にも非常に触れる点でございますが、これは、御存じのように、最近税制調査会の中に特別委員会が設けられまして、そこで相当掘り下げた議論を時間をかけてやるということになつておりますので、それによつて何らかの方向が出てくるのではないかと思つております。

第五部 大蔵委員会会議録第三十二号 昭和四十七年六月九日【参議院】

したいと思ひますけれども、最近の企業のあり方というものが、いままでみている、一つの企業と利益計算を出している、そういうようなものではないかと思つてきていると思ふんです。たとえば自動車会社一つとつてみましても、自動車をつくる会社があり、その下には必ずいろいろな名前をついた販売会社というのがあるわけですね。これは電機関係でも、何々商事という形で、製品をつくるどころと、製品を売るところと、いろいろな関係のりますし、その下に下に、いろいろな関係の特約店とか、あるいはそれに似た専門的なメーカーの専門的な販売店というふうなものがあるわけですね。したがって、企業計算を見ていく場合に、そのメーカーだけの企業計算だけで、はたして何台出て、どれだけの利益があつたということ、実際の利益計算というものはおそろく出てこない、あるいは委託販売などもありまして、押しつけ販売という形のものも出てくる場合も非常にありまします。そういう場合に、企業計算といふものは明確に出てこない。最近その企業計算のあり方として、連結財務諸表といふもので、そういう関係のあるものは、ひとつ根本の、本社の決算書においても、その関係の連結を見て、それによつてほんとうの利益計算、ほんとうの会社の実態といふようなものを、企業会計的に把握しようといふような形で、連結財務諸表をなるべく取り入れよう、こういうことが企業会計の学会、あるいは研究所あたりでも、そういうものが非常に進んできていると思ふんです。あるいは、同じ商品でなくても、コンダロマリットなんといふような企業形態も実際出てきて、そしていろいろな取引の計算というものが、一つの法人だけではわからない、こういうふうな非常に複雑になつてきていると思ふんです。しかし、先ほど申し上げましたように、たなほ一つとつてみても、一体これはどつちのものなのかというふうなことは不明確でなし、債権債務の関係にしても、きわめ

て不明確だといふような形の企業組織ができてまいりますと、企業の利益を計算して、それに対して税をかけたといふ立場でも、この法人税に一定の企業計算のしかたといふことをやっているといふことは、法人企業のそういう記帳といふものがある程度信頼して、それでひとつ税金をかける、特別のものについて、疑いのあるものについては調べるけれども、全体的についてはそういう形で、個人商品等に対する税金のかけ方とは違つて、ひとつ手続を省いていこうといふようなことが、法人税について一定の書式のもの、ひとつ取り入れさせ、それによつてやっていくといふような趣旨で、いま青色申告などもそういう趣旨でできているだらうと思ふんでございませうけれども、そういうように、いままでの企業会計のあり方と違つてくる、こうなりますと、はたしてそうした報告されるものが一体正しいものなのか、どうなのか、その上に各種の粉飾決算などと言われるようなものもあるわけですが、こういう時代といふものが、私は今後急速に進んでいくだらうと思ひますが、それは今後急速に進んでいくだらう局としてはそれに対応しようとして、一体主税か、これはその対応がどうであるかということになる、税金のほうを結局まけてしまつたり、あるいは取り過ぎたりといふ、公平の原則を欠いてくるというふうなことも起きかねないと思ふんです。すけれども、この点についてだけひとつお伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 連結財務諸表の問題は、たしか昨年の春くらいからであつたと思ひますが、私どもの同じ大蔵省の中の企業会計審議会の中で、企業会計制度の問題として取り上げられまして、最近検討が始まつたところであると思ひます。先生のおよく御承知のとおりであらうと思ひます。私どもの基本的な考え方といふのは、現行の法人税法のものを考え方といふのは、商法なり、企業会計原則の上に立つてものを考へるといふことになつておりますから、企業会計のほうの御検討が進みますと、それが何らかの制度で取り

入れられるということになりますと、しかも、それが単にそういう制度ができるということだけじゃなくて、若干の期間を置いてある程度それが確立してきていくといふことが、完熟をしていくということになります。税制も当然その上に乗つて処理をするといふことにならうかと思ひます。それによつて、たとえば税法上著しく納税者サイドが有利になり過ぎるといふようなことがあつて、他のそれを採用しない納税者との間に非常にアンバランスが出るというふうなことになるますれば別でございませうが、そうでない限りは、やはりその会計原則のほうで採用されたものの上に乗つていくといふことが第一原則であらうかと思ひますけれども、ただ、いまだどういふ形で連結財務諸表の問題がわが国企業会計の中で取り入れられ、それが原則として取り入れられるといふだけでなくて、現実に各企業の中に取り入れられていくであらうかといふことが、ちよつとまだ予測がつかせないので、企業会計原則としてそれが取り入れられてきました昨において、どういふ時期に税法上それを取り入れていくかということについては、まだ十分検討ができていない状況でございませう。ただ、このいま企業会計のほうでいろいろ検討になつておりますにあつては、この連結財務諸表を採用することが、先ほど先生もちよつとあげられましたような、たなほおろしの問題とか、それから特にたなほおろし資産の問題とか、実質に未実現利益に課税されてしまつたりといふような不利がある、あるいは親会社と子会社との間の片方に欠損金があつて、片方に利益があるといふ場合に、利益のあるほうだけが課税になつてしまつて、欠損金がおフセットにできないといふようなおそれがあるから、連結財務諸表のほうで有利であるということもあつて、どうも企業サイドのほうに強いわけがございませうけれども、それは確かに間違ひなくそうなんですけれども、不利な点もないわけがございませう。たとえば大きな会社になりますと、税率が高くなり、小さい会社で所得が小さい場合には、御承知のように軽減税率

て不明確だといふような形の企業組織ができてまいりますと、企業の利益を計算して、それに対して税をかけたといふ立場でも、この法人税に一定の企業計算のしかたといふことをやっているといふことは、法人企業のそういう記帳といふものがある程度信頼して、それでひとつ税金をかける、特別のものについて、疑いのあるものについては調べるけれども、全体的についてはそういう形で、個人商品等に対する税金のかけ方とは違つて、ひとつ手続を省いていこうといふようなことが、法人税について一定の書式のもの、ひとつ取り入れさせ、それによつてやっていくといふような趣旨で、いま青色申告などもそういう趣旨でできているだらうと思ふんでございませうけれども、そういうように、いままでの企業会計のあり方と違つてくる、こうなりますと、はたしてそうした報告されるものが一体正しいものなのか、どうなのか、その上に各種の粉飾決算などと言われるようなものもあるわけですが、こういう時代といふものが、私は今後急速に進んでいくだらうと思ひますが、それは今後急速に進んでいくだらう局としてはそれに対応しようとして、一体主税か、これはその対応がどうであるかということになる、税金のほうを結局まけてしまつたり、あるいは取り過ぎたりといふ、公平の原則を欠いてくるというふうなことも起きかねないと思ふんです。すけれども、この点についてだけひとつお伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) 連結財務諸表の問題は、たしか昨年の春くらいからであつたと思ひますが、私どもの同じ大蔵省の中の企業会計審議会の中で、企業会計制度の問題として取り上げられまして、最近検討が始まつたところであると思ひます。先生のおよく御承知のとおりであらうと思ひます。私どもの基本的な考え方といふのは、現行の法人税法のものを考え方といふのは、商法なり、企業会計原則の上に立つてものを考へるといふことになつておりますから、企業会計のほうの御検討が進みますと、それが何らかの制度で取り

の適用がある。それから交際費は幾らまで出せるかという場合に、一社四百万円ということがあるが、連結してしまつてどうしても一社扱いになつてしまふ。寄付金の扱い限度は一社幾らということがある。ですから、有利な点を連結で一つに扱つて、不利な点は各社別にしてももらいたいと言われても、それはちょっとあいが悪いことになりまして、企業会計のほうでいろいろ御検討の上、さらに税務会計の上にそれを適用しようという場合に、相対的に見た場合に、やはり全部を一つとして見ることが有利なのか、それとも不利な点もあるなあということになるのか、そこらは企業会計だけの問題ではなしに、各企業でも、企業会計の専門家のほかに、税務会計の専門家もおられて、企業会計の中で税務関係の方がこれに介入して議論されるとあまり得じやないなあという面も出てくるのではないかと思います。いまの段階では、私もあまり出過ぎて、これはいい、いいと言つても、損な面もありますよと言つて歩くよりは、企業の方の御検討——いま主として企業会計の方を中心として御検討が進んでおりますから、その中で、企業会計の中の税務関係の方の御検討を待った上で、私もいろいろの参画させていただきたいという感じでおるわけでございます。まだ私どもの感じでは、そう近々のうちに私どもがそれに参画してものを申さなければならぬという時期まではきていないんじゃないかと思つておりますが、あるいはその認識が甘いかもしれないませんが、いずれにいたしましても、この問題は、企業会計制度を合理化していく上に重要なこととございます。そのことにおいては、基本論としては、税務のサイドも協力をしていきたいと思つております。

○竹田四郎君 これは、片方は幾ら企業の中の税務をやつておる人だつて、やはり会社のもうけとすることが中心ですからね。税金をたくさん納めようなんて言つたら首切られちゃいますから、私はそういうものを実に巧みに使つていくと思つたのですよ。大きな企業、そういうふうな大きな企

業に深い関連を持つている企業については、私は税務者だつてかなり甘いと思つたのですよ。そういう意味では、連結財務諸表でもうけるほうはあるいはよくわかる、しかし税金を納めるほうは、それからはじき出してなるべく少なく納める、こういうようなことはかなり行なわれると思つたのですよ。内部的には、まだ一般に公表されるものとしての連結財務諸表というところまではいつてないやうでありますけれども、實際上に企業の形態が複雑になってきている現在では、企業が一体うまくもつかつていられるかどうかというところで、内部的にはかなり連結財務諸表という会計を實際上は取り入れているというふうな私も話を聞いております。ですから、ちろちろしていると、大蔵省のほう、主税局のほうがおそくなつてしまつて、いよいよにまた法人にもうけられまして、こういう心配が十分ある、こういうふうな御答弁でございまして、何かずいぶん先のような御答弁でございども、それがほんとうに会計制度として公式なものとして取り入れられるという段階というのは、あるいはかなり先かもしれません。しかし、実際に内部の会計の上で、企業の実態を把握するためには非常に便利だと思つたのです。そういう意味では使われているわけでありまして、ひとつ何年か先のこととしてお考えではなしに、そういうものを取り入れるということ、向こうがいかにか税金を少なくして、いかにしてもうけるかというねらいなわけでありまして、そのねらいをはずさないが、片方がそれがびつちりしてこなければ、おれのほうの番じやないのだというやうなことで、これは最後の的には税の公平の原則にも欠ける点があるんじゃないか、したがしまして、ひとつこの研究というものも十分やつて、いいところ悪いところ、いまおっしゃつたように私もあると思つたのです。いいところだけ利用されて、悪いところは除かれて、それが税金のほうに關係してくるということになると困りますから、ひとつこの点十分この機会に、大蔵省の主税局でも研究をしていただいて、税の不公平がないやうな形を考へても

らわなくちゃいかぬと思つたのですが、あまり局長ののんびりした話ですから、それではどうも困るやうなのですが。

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕
○政府委員(高木文雄君) 決してのんびりしていいというわけではないのでございまして、ただ一つ申し上げておきたいことは、やはり私のほうの従来のものでまゝでは、税務会計はすべての面において企業会計の扱いの上に乗つていって、そして企業会計の扱いがそのまま放置しておいたのでは、課税上不公平になるという場合に、企業会計の原則はさうであつてもだめですと、こういういき方ではいっているわけですが、そこで現在のところは、まあどうも企業会計のほうは原則としてまだ確立してないという状況でございまして、少しのんびりしたやうなことを申し上げたのでございと思いますが、まさに御指摘のやうなことになるやうな思いでございます。

○渡辺武君 私は相続税法の改正案について伺いたいと思つた。

この改正案によれば、配偶者の相続税額が現行に比べてどれだけ軽減になるのか、これまず最初に伺いたいと思つた。私お願いをして資料をつくらせていただいておりますので、婚姻年数二十年以上の配偶者について、実際の所得額が遺産の二分の一の場合で、相続人が配偶者と子供四人の場合、軽減額と軽減割合がどのくらいになるのか、これを基礎控除前の遺産額別におっしゃつていただきたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) それでは申し上げます。基礎控除前の遺産額が一千万円の場合には、現行でも税額はゼロでございます。よつて改正の影響はございません。

基礎控除前の遺産額が二千万円の場合には、現行の配偶者の税負担額は十八万五千円でございます。これが改正案ではゼロになります。よつて軽減額で申しますと十八万五千円、全体が軽減額で

あり、軽減割合は一〇〇%ということになります。次に、基礎控除前の遺産額三千万円の場合、現行の配偶者の税負担額五十四万六千円でございます。軽減額五十四万六千円でございます。軽減割合一〇〇%ということになります。

あり、軽減割合は一〇〇%ということになります。次に、基礎控除前の遺産額三千万円の場合、現行の配偶者の税負担額五十四万六千円でございます。軽減額五十四万六千円でございます。軽減割合一〇〇%ということになります。

次に、基礎控除前の遺産額四千万円、この場合の現行の配偶者の税負担額九十一万二千円でございます。その場合の改正後の税額はゼロになります。軽減額は九十一万二千円になります。軽減割合は一〇〇%でございます。

次に、基礎控除前の遺産額五千万円の場合、現行の配偶者の税負担額三百四十七万九千円でございます。この場合もゼロになります。したがつて全額三百四十七万九千円が軽減されます。軽減割合一〇〇%でございます。

次に、基礎控除前の遺産額六千万円の場合、この場合は現行の配偶者の税負担額は五百四十四万六千円でございます。この場合にも改正ではゼロになります。軽減金額は五百四十四万六千円になります。軽減割合一〇〇%でございます。そこまでが軽減割合一〇〇%でございます。

次に、基礎控除前の遺産額七千万円、その場合の従来税負担額七百一十二万二千円でございます。改正案では百五十七万七千円の負担になります。差し引き軽減額五百八十五万五千円でございます。軽減割合八三・五%でございます。

次に、基礎控除前の遺産額八千万円でありまして、現行の配偶者の税負担額八百九十二万九千円でございます。改正案によりましてそれが二百五十五万五千円になります。軽減額が六百四十二万四千円になります。軽減率が七一・九%になります。

基礎控除前の遺産額九千万円、現行の配偶者の税負担額一千九十四万六千円になっております。それが改正案では四百一十三万三千円になります。したがつて、軽減額が六百九十三万三千円でございます。軽減割合は六三・三%でございます。基礎控除前の遺産額が一億円の場合、現行の配

偶者の税負担額は一千三百二十九万九千円でありま
す。改正案によつて五百六十四万八千円になりま
す。軽減額が七百三十八万一千円であります。軽
減割合が五六・七％であります。

基礎控除前の遺産額が五億円の偶者、現行の配
偶者の税負担額は一億二千八百四十四万四千円でありま
す。それが改正案によりますと一億八百四十四万八
千円になります。軽減額は一千三百六十五万六千
円であります。軽減割合は一・二％でありま
す。

基礎控除前の遺産額十億円の偶者、現行の配偶
者の税負担額一億八千八百七十七万四千円でありま
す。それが改正案によりますと、二億七千八百八十一万二
千円になります。軽減額は一千六百二十五万八千
円であります。軽減割合が五・六％といふことに
なります。以上でございます。

○渡辺武君 どうも詳細にお答えをいたしてあり
がとうございました。いまお答えをいたしたと
ころで非常にはつきりあらわれていふと思ひま
すけれども、婚姻期間二十年以上の妻に限定され
ておりますけれども、しかし、遺産額が六千万
円、まあ妻の場合半分相続するとして三千万円ま
です、これが相続税が全部ゼロといふこと
になつてゐるわけであつて、この辺については今
回の改正が比較的小さな資産を持つてゐる人た
ちについて、特に妻についてかなり有利だとい
う積極面を持つてゐることは私も大いに賛成で
ござることであります。しかし、これを見てもま
すと、軽減割合ではずつと落ちてはおりますけれ
ども、しかし、遺産額一億円、五億円、十億円と
いふような比較的大きな資産を遺産として相続
する人たちです、相続を受ける人たち、妻の
場合でもこの大きな資産が相続されるわけであ
つて、こういう人たちにまで軽減してゐるといふ点
については、ちよつと行き過ぎぢやないだらうか
といふ気がするんです。この前主税局長の御答弁
を伺つておきますと、高額の遺産を取得した配偶
者まで恩恵を与える必要はないのではないかと
いふ意見があつて、今回の改正を行つたといふよ

うな御趣旨の御答弁がありました。しかし、この
御答弁から考へてみましても、ちよつとかなりの
大資産の遺産相続の場合に、ちよつと軽減して
ゐるといふことは、適切ぢやないんぢやないかと思
ふんです、ですから、最高限度をきめて、それ
以上は軽減しないといふような措置を講ずべきで
あつたんぢやないかと思ひます、どうでしよ
うか。

○政府委員(高木文雄君) 御指摘のとおりでござ
いまして、率では下がつておりましたが、額ではどう
しても軽減額が上のほうが多くなつておりました。
前回は御説明いたしましたのは、今回のような
措置を考へます場合に、總じて三つの案があつた
わけでございます。

一つは、夫婦の間は全部非課税にしてしまふと
いふ案でございます。これは非課税でございます
から、どの階層も軽減割合は現行制度に比べれば
一〇〇％。それから軽減額は上にいくほど当然多
くなる。こういうことになるわけでございます。

第二案は、鈴木委員から克明に御質問がござ
いまして、妻の寄与の問題に關連して、寄与率をどう
考へるかといふことから、寄与率を一々判定する
ことはできないから、相続財産は夫と妻が協力し
てきたものといふことで、寄与率が半分入つて
ゐるのだからといふことで、二分の一まで非課税
にするといふ考へ方にしたらどうか。これが第二
の考へ方でございます。その場合に、この案に比
べますといふと、上のほうまで半分までずつと非課
税になつていきますから、軽減割合はもつとずつ
と上のほうまでこの案よりはさらに高くなつて
まいりますし、軽減額はずつとこの案よりもさら
に高くなつてまいります。それはまずいからとい
ふことで、比較的上のほうは軽減割合が、まあ額
はどうしてもこれは税金の計算でございまして、
少ししかいまままでいたしてない方をよけ
いにするといふわけにいきませんから、マイナス
の税金という制度がありませんから、いたし方な
いので、せめて率を上のはうはあまり變か
ないよ

うにするにはどうしたらいいかといふことか
ら、

やはり限度を置くといふ以外にしかたがあるま
い。ただ問題は、金額を幾らにしたらいいかとい
ふことには御議論がいろいろあるかと思ひま
すけれども、一億三千万円といふことにいたしま
して、でき上がりましたものが、ただいま申し上げ
ましたような数字でございまして、
おっしゃるような点で、五億だ、十億だとい
たいへんな財産家について軽減を考へる必要があ
るのかどうかといふことについては、異論があ
りまうのでございまして、しかし、そうか
といつて、まあ人と財産家の方は、妻は全く無
価値だといふわけにもちよつといかないといふよ
うな感じがしまして、それでも一つは、上のほ
うを全く働かせないよりにする場合には、このよ
うにして限度を置いて、ちよつといふよになつ
てしまふので、上のほうに全く働かせないよ
りにする場合には、今度は逆に税率が何かで調節
しなければならぬことになるわけであつても、
それとも複雑なことになるので、この程度
の、少なくとも御指摘のように、額的には軽減額
が上のほうが重くなりますけれども、まあ、この
程度であれば、いわゆる金持ち優遇といふこと
もならないのではなからうかといふことで、
国民の皆さんの御理解をいただけるのではな
からうかといふことで、一、二、三のうち第三の、
比較的下に厚く上に薄くといふことになる第三を
選んだといふことでありまして、これでも、少な
くとも額で言へば、上のほうが厚いのではない
かといふことにつきましては、数字が示すとおり、
御指摘のとおりでございます。

○渡辺武君 私どもこの家庭における妻のいろ
いろな仕事といふことについては、十分これは評価
すべきだといふふうに思ひます。思ひますので、
今回のこの措置については、小資産の人たちにつ
いては、これは非常にけつこうなごたごたとい
ふふうに思つておるのです。しかし、問題のこの出
発点といふか、立脚する原則的な立場とい
ふか、その辺が妻の寄与率がどのくらいかとい
ふよりなところから出發するから、そういう矛盾

がでてくるんぢやないかといふふうに思ふので
す。やはり問題としてわれわれは考へなければな
らぬのは、夫に死なれた妻の後の生活をどうい
ふふうにして保障していくかといふ問題が、非常
に重要ぢやないかといふ気がするのです。
私、いまさら申すまでもなく、この日本は、年
寄りの自殺率が非常に高い。特にその中でも、老
婦人の自殺率といふのは非常に高いのです。で
すから、社会保障制度が全く立ちおくれであるよ
うな状況のもとでは、税制の面からも、この夫に死
なれた婦人の後の生活といふ点の保障を考へて
いく必要があるんぢやないか。その立場から考へ
ていけば、いま御答弁があつたような矛盾は出て
こなかつたんぢやないかといふ気がするのです。
また税制技術上からいって、最高限度をきめると
いふことも、私はけつして技術上不可能なこ
とぢやないといふふうに思ふのです。ですから、こ
ういふ大きな資産を遺産相続として受ける人ま
でも軽減措置を講じてゐるといふところに、今回の改
正案の最も大きな弱点があるといふふうに私思
ひます。で、その上のほうの問題については、な
おとから詳しく伺ひたいと思ひます、下のほう
の問題でな考へてみますと、次のような問題が
あるのです。いま申し結核歴二十年以上とい
う奥さんの場合、これはいま言つたような軽減措
置を受けてゐる。しかし、結婚歴二十年に満た
ない奥さんはどうなのか、それからまた子供たちは
どうなのか、そういう問題があると思ふのです
ね。

特に、小資産の遺産しか相続できないといふよ
うな人たちについて、やはりいま言つたようにこ
れらの人たち、父親が死んでその老後を、そのあ
との遺族の生活をどういふふうにか考へていくか
といふ点に立脚すれば、私は今回の措置は片手落ち
の点が非常にあるといふふうに思ひます。そう
いふ意味で、やはり全体としてこの相続税の免
税点を引き上げるといふことを考へるべきだ
んぢやないかと思ひます、その点どうでし
ようか。

【委員長退席、理事柴田栄若君着席】

にウェイトを置いて考えるという事は私も異存はございませんが、一つは、土地が高いということ、それから要についての制度をどういうふう

にその他の資産がやや減っておるといふような実情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ、これは想像できるのですけれども、この会社社長というふうな方々の相続財産というものは大体土地が中心なのか、それとも有価証券が中心なのか、あるいはまた現金、預貯金が中心なのか、その辺はわかりません。

ね。そういうことで好ましくないと思うのです。ですから、そういう点で大資産の遺産相続の場合、もう少し考えるべきだと思いますけれども、その点どうでしょうか。これは妻の場合だけじゃなくですよ。

存はございませぬが、一つは、土地が高いという

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

こと、それから要についての制度をどういうふう

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

に改めさせていただきますれば、少くとも四十六

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

年度と四十七年度との対比においては、配偶者へ

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

の分与額を三千万円までふやしていただければ實際

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

課税対象で、配偶者がある方で相続が起った場合

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

と、配偶者が全然ないで相続が起った場合と比較

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

事実が大體六割ぐらいになっております。ですから、

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

今、今回の措置をやって全く効果がないといいま

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

すか、ききません。おとうさんがなくなるとか、

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

た、その前におかあさんがなくなるとか、逆の場合

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

か、逆の場合とかでございます。ですから、その

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

場合には今度の制度ではだめなわけでございます

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

が、おとうさん、おかあさんがいて、どっちかな

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

くなったという場合には、今度の制度でもきいて

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

くるわけでございます。まあその両々考えま

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

して、一べんに両方ができなかったのは残念でござ

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

います。今回は妻のほうの取り扱いということ

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

で処理をさせていただいた、私も何も何と

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

早い機会に基礎控除の点も考えてまいりたいと思

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

っております。

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

○渡辺武君 簡単にオーケーと言ったんで、どう

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

もいつものような調子が出ないのですが……

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

それでは次に移りますが、相続財産の中で、い

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

まや土地が圧倒的に多いんだとおっしゃいました

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

が、その価額の構成割合の順位ですね、これはど

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

んなふうになっておりましたか。

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

○政府委員(吉國二郎君) 相続財産の内容を四十

にその他の資産がやや減っておるといふような実

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

五年分の相続税を調べてみますと、土地が六三・

情でございます。

万、これも大体土地が中心なんだろうということ

ね。そういうことで好ましくないと思うのです

ございませうが、それはなぜかと申しますと、やはり非常に税が重く、税率が高くなりますと、いろいろな意味での、いわゆる租税回避行為が起るわけでございます。これはむしろ国税庁長官の守備範囲の問題でございますけれども、たとえば土地でございますとか、それからたまたまお話がありました同族会社の株式でありますとか、いろいろものは、いわば私どものことでは表現資産といつておりますが、ちょっとことばは悪いんですけども、逃げ隠れのできない資産であるわけでございますが、財産の中には必ずしもすべてが逃げ隠れのできない財産ではなくて、なかなか目につきにいく財産もあるわけでございます。あまり著しく税率を高くしていきますと、当然のことながら、それに対応する回避策がとられます。これはある意味では、人間の情としてやむを得ないところでもあろうかと思ひます。そうなつてまいりますと、たとえば交通事故等によつて不慮の死を遂げられた方であるとか、おじいさんがなくなつた、相続が起つて、お金の難にまたすぐ次代の方がなくなつて、孫に移るといふように、いわゆる思わざる相続が起つたときのみ非常に重いことになるといふ実態がございますので、ここらあたりのところについては、なかなか私も過去において現場の仕事をやつておりました経験を持つ者として、理論的には一生の清算といふことで、相続財産のかけ方が相当重く、いはずであると思ひますが、ここらあたりの現実の申告水準と申しましうか、税務署なり何なりの調査能力と申しましうか、それによつて真実把握の可能性の限度と見合わせながら、制度を組み立てませんと、うまくいかぬ点があるといふことだけをひとつ申し上げておきます。考え方としては、やはり高額の方については相続税は相当重くして、いわゆる不勞所得、お子さん、お孫さんの時代に不勞所得が発生しないようにするのが本来のたてまえであると思ひます。

○渡辺武君 次の質問に移る前にちょっと伺つておきたいんですが、いまの有価証券の場合は、これは評価は額面であるんですか、時価であるんですか。
○説明員(大石幸一君) 株はまず上場いたしておりませう。これは当然株式市場で成立しております。ただこれは、相続時、死亡時の価格の終値と、その月の終値の平均額という、いずれかの低いほうの価格で評価いたします。

それから上場されておられないいわゆる同族会社の株でございます。これはなかなか技術的にこまかいことでございますけれども、大体概念といたしましては、大蔵省と申しまして、ほぼ上場し得る程度の規模に達しておりますものは、上場しております株を基準といたしまして、それを基準として評価をします。

それからほんとうに個人と同様なような会社につきましては、会社の純財産の価額で一株当たりの価格を評価します。大体大蔵省に申しますと、そういうことで評価をいたしております。お話が出ましたけれども、いま税率はどういうふうなことになっておりますか。
○政府委員(高木文雄君) 申し上げます。

相続税の税率は、相続税を納める方、なくなつた方ではなくて、相続税を納める方つまり相続人に財産を分割していきまして、その方の相続される額といふんですが、相続分の額において税率がきまつております。その額が六十万円以下の場合は一〇%、六十万円から百五十万円が一五%、百五十万円から三百万円が二〇%、三百万円から五百万円が二五%、五百万円から八百万円が三〇%、八百万円から千二百万円が三五%、次に千二百万円から千八百万円が四〇%、千八百万円から三千万円が四五%、三千万円から五千万円が五〇%、五千万円から七千五百万円までが五五%、七千五百万円から一億円までが六〇%、一億から一億五千万円までが六五%、一億五千万円以上と無限大で七〇%。以上でございます。

○渡辺武君 いまの御答弁でも非常によく出ておると思ひますが、私はやっぱりこの辺の問題がありやせぬかと思ひます。いまいろいろ実務上の困難といふこともおっしゃいましたけれども、しかし、税率そのものですね、ここにこそやっぱりもう少し検討の余地がありやせぬかという気がするんです。なぜかと申しますと、六十万円から百五十万円まで一五%とおっしゃつた。そうしますと、その間九十万円ふえて五〇%税率がふえる、一〇%から一五%になるわけですね。それから百五十万円から三百万円まで、一五%のやつが二〇%になるわけですから、百五十万円ふえて五〇%税率が上がる、こういうことになりませう。それで逐次上へずつと申し上げますと、法定相続分が二百万円ふえて税率が五〇%上がる、その次は三百万円ふえて税率が五〇%上がる、こういふことになっておりますね。特に七千五百万円から一億円のところで申しますと、二千五百万円ふえて税率は五〇%上がるだけ、それから一億円から一億五千万円のところで、五千円ふえて税率が五〇%上がるだけ、こういうことになっておる。つまり小資産の相続の場合ほど税の刻みが小さいんですね。それで大資産の相続をやるほど税の刻みの幅が大きい、それで税率が上がる率は五〇%ずつ上がつていく、こういうことになっておるんですね。これではやはり小資産を相続する人たちのほうが重い税金がかかつて、大資産を相続する人たちのほうが軽い税金がかかる、こういうことになっておるといふんです。特に一億五千万円以上になりますという、どのくらい大きくなつても税率は全部七〇%でもう願打も、こういうことになっておる。これではやはり国民としては納得できないことだと思ひます。ですから、小資産を相続する場合は刻みをもつと広げたらどうなのか。そうして税率の上がり方も、大資産の場合よりもつと少なくすべきじゃないか。基本的には免税点を上げる。その上、小資産の相続の場合は税率をもつと安くして、刻みをもつと広げていくという

ふうにして、上の大資産の場合は、大体七〇%頭打ちなんていうのはちょっとひどいですね、やはりさつきも申しましたけれども、地価が上がつておりますからね、だからして、相続の額は大きくなつておるはずですよ。だとすれば、この七〇%で頭打ちということではなくて、もう少し税率も上げるべきだし、とにかく高度累進という体制をしっかりと税率の上でもとるべきだといふふうにお思ひますけれども、その辺どう思われますか。
○政府委員(高木文雄君) ただ、一点申し上げておきたいのは、先ほどの千二百万円とか千五百万円とかいう金額は、免税点ではなくて、基礎控除の額になつておりますから、遺産の額から基礎控除を引いて計算したものに税率を掛けますから、たとえば二千円のところから千二百万円引くのと、一億二千円のところから千二百万円引くのでは、その千二百万円引く意味が、上へ行けば非常に小さくなります。下のほうではかなり大きく引いたことになりませう。したがつて、税率だけとはちよつとまずいので、遺産の額から控除額を引いて、それに税率を掛ける、しかも、いまの率は、眼界で上へ出たものを順番に、御存じのように、所得税と同じように積んでいくわけでございますから、手元に資料を持ち合わせませんで、御説明はできませんが、実効税率で計算してみますと、ただいま御指摘のような感じよりは、遺産額の低い階層ではもう少し累進度のカーブがゆるやかになっておるかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、先ほど、四十一年に改正して以来、控除額が直してないとお申し上げましたが、四十一年の改正のときには、相続税も、基礎控除と税率と両方の組み合わせでできておりましたから、やはり基礎控除と税率を一緒に直したわけでありまして、先ほど御指摘によつて、基礎控除の額も漸次直しますというのを申し上げましたが、今度基礎控除の額を直しますときには、税率のほうもいまの適用幅を少しずらすということをやつていませんと、基礎控除を直しただけでは、たとえ基礎控除を千二百万円から千二百万円なら

ふうにして、上の大資産の場合は、大体七〇%頭打ちなんていうのはちょっとひどいですね、やはりさつきも申しましたけれども、地価が上がつておりますからね、だからして、相続の額は大きくなつておるはずですよ。だとすれば、この七〇%で頭打ちということではなくて、もう少し税率も上げるべきだし、とにかく高度累進という体制をしっかりと税率の上でもとるべきだといふふうにお思ひますけれども、その辺どう思われますか。
○政府委員(高木文雄君) ただ、一点申し上げておきたいのは、先ほどの千二百万円とか千五百万円とかいう金額は、免税点ではなくて、基礎控除の額になつておりますから、遺産の額から基礎控除を引いて計算したものに税率を掛けますから、たとえば二千円のところから千二百万円引くのと、一億二千円のところから千二百万円引くのでは、その千二百万円引く意味が、上へ行けば非常に小さくなります。下のほうではかなり大きく引いたことになりませう。したがつて、税率だけとはちよつとまずいので、遺産の額から控除額を引いて、それに税率を掛ける、しかも、いまの率は、眼界で上へ出たものを順番に、御存じのように、所得税と同じように積んでいくわけでございますから、手元に資料を持ち合わせませんで、御説明はできませんが、実効税率で計算してみますと、ただいま御指摘のような感じよりは、遺産額の低い階層ではもう少し累進度のカーブがゆるやかになっておるかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、先ほど、四十一年に改正して以来、控除額が直してないとお申し上げましたが、四十一年の改正のときには、相続税も、基礎控除と税率と両方の組み合わせでできておりましたから、やはり基礎控除と税率を一緒に直したわけでありまして、先ほど御指摘によつて、基礎控除の額も漸次直しますというのを申し上げましたが、今度基礎控除の額を直しますときには、税率のほうもいまの適用幅を少しずらすということをやつていませんと、基礎控除を直しただけでは、たとえ基礎控除を千二百万円から千二百万円なら

ふうにして、上の大資産の場合は、大体七〇%頭打ちなんていうのはちょっとひどいですね、やはりさつきも申しましたけれども、地価が上がつておりますからね、だからして、相続の額は大きくなつておるはずですよ。だとすれば、この七〇%で頭打ちということではなくて、もう少し税率も上げるべきだし、とにかく高度累進という体制をしっかりと税率の上でもとるべきだといふふうにお思ひますけれども、その辺どう思われますか。
○政府委員(高木文雄君) ただ、一点申し上げておきたいのは、先ほどの千二百万円とか千五百万円とかいう金額は、免税点ではなくて、基礎控除の額になつておりますから、遺産の額から基礎控除を引いて計算したものに税率を掛けますから、たとえば二千円のところから千二百万円引くのと、一億二千円のところから千二百万円引くのでは、その千二百万円引く意味が、上へ行けば非常に小さくなります。下のほうではかなり大きく引いたことになりませう。したがつて、税率だけとはちよつとまずいので、遺産の額から控除額を引いて、それに税率を掛ける、しかも、いまの率は、眼界で上へ出たものを順番に、御存じのように、所得税と同じように積んでいくわけでございますから、手元に資料を持ち合わせませんで、御説明はできませんが、実効税率で計算してみますと、ただいま御指摘のような感じよりは、遺産額の低い階層ではもう少し累進度のカーブがゆるやかになっておるかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、先ほど、四十一年に改正して以来、控除額が直してないとお申し上げましたが、四十一年の改正のときには、相続税も、基礎控除と税率と両方の組み合わせでできておりましたから、やはり基礎控除と税率を一緒に直したわけでありまして、先ほど御指摘によつて、基礎控除の額も漸次直しますというのを申し上げましたが、今度基礎控除の額を直しますときには、税率のほうもいまの適用幅を少しずらすということをやつていませんと、基礎控除を直しただけでは、たとえ基礎控除を千二百万円から千二百万円なら

ふうにして、上の大資産の場合は、大体七〇%頭打ちなんていうのはちょっとひどいですね、やはりさつきも申しましたけれども、地価が上がつておりますからね、だからして、相続の額は大きくなつておるはずですよ。だとすれば、この七〇%で頭打ちということではなくて、もう少し税率も上げるべきだし、とにかく高度累進という体制をしっかりと税率の上でもとるべきだといふふうにお思ひますけれども、その辺どう思われますか。
○政府委員(高木文雄君) ただ、一点申し上げておきたいのは、先ほどの千二百万円とか千五百万円とかいう金額は、免税点ではなくて、基礎控除の額になつておりますから、遺産の額から基礎控除を引いて計算したものに税率を掛けますから、たとえば二千円のところから千二百万円引くのと、一億二千円のところから千二百万円引くのでは、その千二百万円引く意味が、上へ行けば非常に小さくなります。下のほうではかなり大きく引いたことになりませう。したがつて、税率だけとはちよつとまずいので、遺産の額から控除額を引いて、それに税率を掛ける、しかも、いまの率は、眼界で上へ出たものを順番に、御存じのように、所得税と同じように積んでいくわけでございますから、手元に資料を持ち合わせませんで、御説明はできませんが、実効税率で計算してみますと、ただいま御指摘のような感じよりは、遺産額の低い階層ではもう少し累進度のカーブがゆるやかになっておるかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、先ほど、四十一年に改正して以来、控除額が直してないとお申し上げましたが、四十一年の改正のときには、相続税も、基礎控除と税率と両方の組み合わせでできておりましたから、やはり基礎控除と税率を一緒に直したわけでありまして、先ほど御指摘によつて、基礎控除の額も漸次直しますというのを申し上げましたが、今度基礎控除の額を直しますときには、税率のほうもいまの適用幅を少しずらすということをやつていませんと、基礎控除を直しただけでは、たとえ基礎控除を千二百万円から千二百万円なら

ふうにして、上の大資産の場合は、大体七〇%頭打ちなんていうのはちょっとひどいですね、やはりさつきも申しましたけれども、地価が上がつておりますからね、だからして、相続の額は大きくなつておるはずですよ。だとすれば、この七〇%で頭打ちということではなくて、もう少し税率も上げるべきだし、とにかく高度累進という体制をしっかりと税率の上でもとるべきだといふふうにお思ひますけれども、その辺どう思われますか。
○政府委員(高木文雄君) ただ、一点申し上げておきたいのは、先ほどの千二百万円とか千五百万円とかいう金額は、免税点ではなくて、基礎控除の額になつておりますから、遺産の額から基礎控除を引いて計算したものに税率を掛けますから、たとえば二千円のところから千二百万円引くのと、一億二千円のところから千二百万円引くのでは、その千二百万円引く意味が、上へ行けば非常に小さくなります。下のほうではかなり大きく引いたことになりませう。したがつて、税率だけとはちよつとまずいので、遺産の額から控除額を引いて、それに税率を掛ける、しかも、いまの率は、眼界で上へ出たものを順番に、御存じのように、所得税と同じように積んでいくわけでございますから、手元に資料を持ち合わせませんで、御説明はできませんが、実効税率で計算してみますと、ただいま御指摘のような感じよりは、遺産額の低い階層ではもう少し累進度のカーブがゆるやかになっておるかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、先ほど、四十一年に改正して以来、控除額が直してないとお申し上げましたが、四十一年の改正のときには、相続税も、基礎控除と税率と両方の組み合わせでできておりましたから、やはり基礎控除と税率を一緒に直したわけでありまして、先ほど御指摘によつて、基礎控除の額も漸次直しますというのを申し上げましたが、今度基礎控除の額を直しますときには、税率のほうもいまの適用幅を少しずらすということをやつていませんと、基礎控除を直しただけでは、たとえ基礎控除を千二百万円から千二百万円なら

ふうにして、上の大資産の場合は、大体七〇%頭打ちなんていうのはちょっとひどいですね、やはりさつきも申しましたけれども、地価が上がつておりますからね、だからして、相続の額は大きくなつておるはずですよ。だとすれば、この七〇%で頭打ちということではなくて、もう少し税率も上げるべきだし、とにかく高度累進という体制をしっかりと税率の上でもとるべきだといふふうにお思ひますけれども、その辺どう思われますか。
○政府委員(高木文雄君) ただ、一点申し上げておきたいのは、先ほどの千二百万円とか千五百万円とかいう金額は、免税点ではなくて、基礎控除の額になつておりますから、遺産の額から基礎控除を引いて計算したものに税率を掛けますから、たとえば二千円のところから千二百万円引くのと、一億二千円のところから千二百万円引くのでは、その千二百万円引く意味が、上へ行けば非常に小さくなります。下のほうではかなり大きく引いたことになりませう。したがつて、税率だけとはちよつとまずいので、遺産の額から控除額を引いて、それに税率を掛ける、しかも、いまの率は、眼界で上へ出たものを順番に、御存じのように、所得税と同じように積んでいくわけでございますから、手元に資料を持ち合わせませんで、御説明はできませんが、実効税率で計算してみますと、ただいま御指摘のような感じよりは、遺産額の低い階層ではもう少し累進度のカーブがゆるやかになっておるかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、先ほど、四十一年に改正して以来、控除額が直してないとお申し上げましたが、四十一年の改正のときには、相続税も、基礎控除と税率と両方の組み合わせでできておりましたから、やはり基礎控除と税率を一緒に直したわけでありまして、先ほど御指摘によつて、基礎控除の額も漸次直しますというのを申し上げましたが、今度基礎控除の額を直しますときには、税率のほうもいまの適用幅を少しずらすということをやつていませんと、基礎控除を直しただけでは、たとえ基礎控除を千二百万円から千二百万円なら

二千万円に直しますと、世田谷の成城に持つておられた土地で、前千一百万円でちょうどよかつたのが、二千万円になったとしますと、課税最低限を上げればそれは非課税になりますけれども、今度それをこえたほうの税率は、まさにインフレーションで価格が交わつておりますから、そのカーブをずつと図表の上で右側にずらしませんと、四十一一年の状態と比べて著しく重くなつていくということになりまして、そこで、おっしゃる通りに、四十一年をベースにしてその後改正をしてないのを直します際には、おっしゃる通りに、税率も控除と合わせて直さしていただきたいと思ひます。

それから最高税率をいま七〇でまわつておりますのをもう少し延ばさぬかと、こういう御指摘でございますが、この問題につきましては、ちょっといま、ここではっきりいずれとも申し上げかねるわけでございます。と申しますのは、先ほども申しましたように、理論的にはその方の一生の税の清算であり、相続税というのは、かなり資産の多い方については、少なくとも限界税率は相対的に高いといふことは言えるわけでございますが、どうも限界税率が高くなればなるほど、租税回避行為への誘惑といふか、そういう力が強く働くといふことを先ほども申しました。そのことを考えました場合に、はたして得策かどうかといふことをもうちょっと考えさせていただきます。来年なり何なりにひとつ、改正の案をつくらせてみたいと思つております。

○渡辺武君 いまおっしゃつた免税点を上げるのと、その免税点を上げたのに応じて税率のほうもずらす、これは当然のことだと思つております。それをやらなきゃいへんなことになると思つております。しかし、私心配しますのは、昭和四十六年八月の税制調査会の答申の中でこういうことをいつておる。「相続税の税率については、一、少し間を飛ばしますが、「所得税率の累進度のかかりの

緩和が図られてゐることを考慮し、「その見直しを行ふ必要がある。こういうことをいつてゐるんですね。この趣旨は、つまり相続税の税率を、いまの比較的これは累進性になつておりますけれども、これをもう少し緩和するといふことを考へてゐるんじゃないかという気がするんです。それで、主税局長の言われた、税率を見直すとおっしゃるの、私が申し上げてゐる通りに高度累進という方向で見直されるのか、それとも累進性を緩和するといふ方向で見直されるのか、その点ちょっとおっしゃつていただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 私どもが考へておりますのは、四十一年度の物価水準を考へて、その場合に、たとえばあるところで土地を持つておられた方が、いままでは課税対象にならなかつたのに、現在では課税対象になると、それはおかしなところを直すと同じような意味におきまして、それよりは少し、当時も課税対象になつておられた方がおるとします。先ほどの、当時課税対象にならぬ人がノミナルの評価額が上がつたために課税対象になつて非常に困るじゃないかというお話でございます。今度は、当時も課税対象になつておつた資産を持つておられて、そしてそれが今度評価額が変わつたという場合に納められる税額というものは、いまの税率のままですと、非常に実効税率が高いものになります。同じ土地を持つておられても、かりに土地の評価額が倍に上がれば、刻みのカーブの都合上非常に高いものになりますから、ですから、少なくとも相当、何といひますか、その土地等を考えますならば、その評価額の推移に応じてこの税率刻みを直していつて、四十一年当時と比べてあまりひどく差のないものに直さないとおかしなところがあると思ひます。ただ、一般的に、実質的に何か負担の軽減をはかる、四十一年の相続税形と比べて実質的に軽減をはかる、そういう必要は、私はいまのところは何もないのではないかとおふに考へております。先ほど来、免税点といふますか、どこから課税になるかという課税最低限

について御指摘になつたと同じような意味で、私は四十一年から四十六年までのノミナル推移は是正しなければならぬことを考へなければならぬと思ひますが、それ以上相続税を軽減するといふようなことは一切必要ないのではないかとおふに考へております。

○渡辺武君 これは免税点を上げたほうがいいという税制調査会の答申とも関連して私申し上げてゐるんです。さつきも申しましたけれども、やはりわれわれは、一般勤労国民の生活擁護という点から出発してこの問題も考へなきゃならぬと、そういう点から申し上げてゐるんです。先税点は当然上げるべきだ。同時にまた、ほんの少額の資産を管々とかせいで、子供たちに遺産として渡すといふような場合に、国が税金をかけてこれを幾ばく取つていくといふようなことはよろしくないんじゃないかと。やっぱり勤労者の生活を擁護するといふ見地で、いまの税率の刻みは非常に小さいです。そして小さい刻みで、五割ずつ税率がふえていく、こういうようなことじゃなくて、もっとこの税率の刻みは広げて、そしてこの税率のふえ方も少なくする。ただし大資産という場合には、七〇で打つとめといふようなことじゃなくて、やっぱり最高税率も上げ、いまのような刻みを広くするんじゃないかと、刻みをも少し狭くして、やっぱり持てるところから取るということをやつていくべきだと思つてゐるんです。その点はそういう方向でひとつ検討していただきたい。どうですか。

○政府委員(高木文雄君) 私が申し上げておきたのは、たとえばあるAという場所に四十一年に土地を持つておられて、その当時相続が起こつたとすれば、かりに実効税率が四〇なり三五なりであつたといふことです。それが六年たつたためにその土地の評価額が変わりますと、現在計算をしてみますと、当時ならば三五、四〇であつたところの土地の評価額が、現在ではもつと高い実行税率になるという危険があるわけでございます。それは先ほどまさに御指摘のように、相続財産の中に占める土地のウェイトが高く、しかも、そ

の土地の評価額が急激に上がつておりますから、そういうことになる傾向がございます。それはある程度是正する必要があるのではないかと。それは基礎控除と同じようにある程度直す必要があるのではないかとおふに考へてゐるわけでございます。

そこでもう一つおっしゃつていらつしやるのは、四十一年度のと比べておっしゃつてゐるのか、あるいはそれと関係なくおっしゃつてゐるのか、わかりませんが、要するに、全体としてのカーブをもう少し重くしたらどうかという御議論でございます。これは、繰返し申し上げますように、いまの相続税のカーブ自体が急であるかどうか、つまり重いかどうかというところは、これはどうも相続税の税率カーブがどのくらいのものか、絶対的にいいというわけではございません。ただ、いま親的な基準がないわけでございます。いま以上に重くすることがいいか悪いかということにつきましては、私は理論的にはそれは十分考へ得ることだと思ひますけれども、私の過去におきまして現場でいろいろ仕事をいたしました実感等からいいますと、どうもなかなか実効が上がらないことになつておつて、理論倒れになる危険性があるといふことについては、私は現段階でここで御答弁申し上げることについては、ちょっとちゅうちゅうするといふことなでございます。

○渡辺武君 どうも大資産に対する課税というのにならんとちゅうちゅうするといふ傾向が、いまの御答弁の中にも出てゐるんですね。大資産の場合、それは税金のがれをいろいろと考へるといふけれども、そうならぬと、もちろん厳正に課税して取るということも必要ですが、同時にまた税率を高くして取るということも必要になつてくるんじゃないでしょうか。それは水かけ論になりそうだからやめますが。

最後に一言だけ伺ひたいと思つてゐるんです。いまの御答弁を伺つておりましたも感ずるんですけれども、たとえば同年代の場合、夫が死んで妻に遺産

が相続されるというような場合ですね、その場合に税金をかけていいかどうかという問題もあると思ふんです。同時にまた、今度は親が死んで子供に遺産が相続されるという、年代の違う場合、この場合はどうかという問題もあるんだというよりな答えがありました。この前の議論を伺っておりまして、妻が財産をつくるのに貢献した、それで税金をまけるなら、子供も親の財産をつくるのに貢献したんだから、子供に対しても相続税をまけるべきじゃないかという議論もありました。私はこういう議論は、こればいまいの日本では抽象論だと思ふんですね。正しくない議論だと思ふんです。なぜかと言えば、年代が同じであるうと違おうと、問題として考えなきゃならぬのは、小資産が相続されるのか、それとも大きな資産が相続されるのか、この問題を抜きにしては考えられないということですよ。もしかりに時代が違つて、そうして親の財産の形成に子供が貢献したという議論をやろうとするならば、たとえば会社の場合どうですか。いまの同族会社の場合、それは子供が働いて貢献しているでしようけれど、同時にそこで使われている労働者も大いに貢献しているんです。労働者には遺産の相続はない、子供には遺産の相続がある。その場合に、税金は貢献したからという理由で軽減される、こういうことでは不合理になるんじゃないでしようか。問題はやはり個人の名義になっている財産、これが課税の対象になるということだと私は思ふんです。そうして、その財産が大きい小さいか、金持ちか貧乏人かということなんです。平たく言えば、そこに立脚してこの相続税の問題も考えなければならぬ。そうでないと、同世代だからといって、一番最初指摘したように、私は妻の座を認めるといふことは大いに賛成だけれども、しかし、大きな資産がころがり込んで不労所得が入るといふのは、かりに同世代の妻であってもよろしくない、社会的正義に反する。子供にとってははいわんや当然のことです。社会的正義に反しますよ。ですから、そういう階級的な見地をこの中で十分に

考えて、そうして国民の生活保護という見地から、この問題に対しても対処してほしい、そうして大資産の遺産相続の場合には、これは当然社会的正義に立脚して十分な課税をすべきだ、しかし、小資産の場合はできるだけ免税点も上げ、税率も安くして、その生活を脅かさないようにするというのが、これが原則じゃないですか。その点、どう思われますか。

○政府委員(高木文雄君) 基本的には賛成、全く同じ意見でございます。もともと相続税というのは、所得の、何といいますが、その方の所得の一生の清算ということでございまして、そしてその次のゼネレーションに一種の不労所得のものになるような財産が引き継がれるということとは好ましくないということでございますから、そういう意味におきまして、その相続財産の額が大きい小さいかということによって態度も違つてしかるべきものであるということについては一般的には全く同意見でございます。

それから先ほど夫婦の間の、妻の夫に対する寄与の問題と、子供の親に対する寄与の問題のお話にもちょっと触れておられましたので、私どもは今回の妻の相続税についての制度を考えます際に、先ほども申しましたとおり、寄与の問題を考えて今度の制度を設けたということではななくて、老後の保障と申しますか、安心と申しますか、そういうために今度の制度を設けたわけでございまして、したがって、今度の制度の展開として、今度は親から子供への相続税についても、何か寄与の問題を考えて、次の改正の機会に何か考へるといふことは、いまの段階ではちょっと考えていないわけでございます。ただ、それとは別に、現在親と子が一緒になつて事業をやつていて、その場合に、たまたま財産がふえていくとき、その名義を、どっちかという、経営の主宰者である親名義になる場合が日本の慣行では非常に多い。実際には親子がともども働いて財産がふえてくるんだが、初めから親名義でやつていて、場合が多い。課税の上では、昨日申しましたよう

に、実質主義でございませうけれども、なかなか實際問題としてそれが親名義である以上は、子供のものだといふ証明はつきませんから、そこで実質子供の形成をした財産であっても、親名義ということ、そこに相続税がかかるという実態がありますので、これをどうするかという問題があります。これはちょっと相続税だけの問題でなく、そのうちにある財産形成と、その名義をどうするかという問題でございます。それがなかなか現行相続税では手がつきにくい問題だということでございます。そうだからといって、その寄与度を何か考へて相続税を控除するということ、いまのところ考へておりません。

○野末和彦君 前回の続きで、サラリーマンの税金のことでちょっとお聞きしますが、源泉徴収制度、源泉徴収のやり方になっておりますけれども、これを必要経費は申告させる方向で実額控除の申告制度ですか、そういうものが、もちろんいいまいんですけども、それと源泉のほうと選択制にしたらどうかという考へがあるわけで、何か大蔵省のほうでもそれを検討中というふうな話をちょっと聞いたことがあるんですけども、いかがでございますでしょうか。

でありますが、あくまで実額で経費を見るところだててまえてございます。ところが、サラリーマンの方は経費を実額で見ないで概算で見ます。その概算の見方は、定額控除と定率控除になっております。こういう仕組みになっておるわけでございます。

○政府委員(高木文雄君) 現在サラリーマンの給与所得制度については、源泉徴収制度になっておりますが、源泉徴収制度の問題とは別に、御存じのようにサラリーマンの必要経費を計算します場合に、実額で計算をいたしませんで、給与所得控除を使つております。たとえばここで御商売をやつていらつしやる方がある場合には、これは売り上げから経費を引くわけでありますが、その経費を引く額は、これは概算控除でなくて実額でいっておるわけでありまして、先般御指摘がございまして、その実額が個別に計算できない場合に、一種の標準率というふうな制度がございまして、外交員のような場合に標準率が使われておるといふ実態でございませうけれども、これもやむを得ずこの標準率のようなものが使われておるわけ

でありますが、現在サラリーマンの給与所得制度については、源泉徴収制度になっておりますが、源泉徴収制度の問題とは別に、御存じのようにサラリーマンの必要経費を計算します場合に、実額で計算をいたしませんで、給与所得控除を使つております。たとえばここで御商売をやつていらつしやる方がある場合には、これは売り上げから経費を引くわけでありますが、その経費を引く額は、これは概算控除でなくて実額でいっておるわけでありまして、先般御指摘がございまして、その実額が個別に計算できない場合に、一種の標準率というふうな制度がございまして、外交員のような場合に標準率が使われておるといふ実態でございませうけれども、これもやむを得ずこの標準率のようなものが使われておるわけ

でありますが、現在サラリーマンの給与所得制度については、源泉徴収制度になっておりますが、源泉徴収制度の問題とは別に、御存じのようにサラリーマンの必要経費を計算します場合に、実額で計算をいたしませんで、給与所得控除を使つております。たとえばここで御商売をやつていらつしやる方がある場合には、これは売り上げから経費を引くわけでありますが、その経費を引く額は、これは概算控除でなくて実額でいっておるわけでありまして、先般御指摘がございまして、その実額が個別に計算できない場合に、一種の標準率というふうな制度がございまして、外交員のような場合に標準率が使われておるといふ実態でございませうけれども、これもやむを得ずこの標準率のようなものが使われておるわけ

でありますが、現在サラリーマンの給与所得制度については、源泉徴収制度になっておりますが、源泉徴収制度の問題とは別に、御存じのようにサラリーマンの必要経費を計算します場合に、実額で計算をいたしませんで、給与所得控除を使つております。たとえばここで御商売をやつていらつしやる方がある場合には、これは売り上げから経費を引くわけでありますが、その経費を引く額は、これは概算控除でなくて実額でいっておるわけでありまして、先般御指摘がございまして、その実額が個別に計算できない場合に、一種の標準率というふうな制度がございまして、外交員のような場合に標準率が使われておるといふ実態でございませうけれども、これもやむを得ずこの標準率のようなものが使われておるわけ

考慮すれば、経費の突額控除を必要とする給与所得者は特定の職業、階層に限られてくるものと思われ。いずれにしてもこの制度を認める前提として、給与所得者にとって何が費用であるかを明確にすることが必要であり、この点について問題を残したままこの制度を採用するときは、税務執行上少なからざる混乱を招くほか、立証技術の巧拙「じょうず、へた」によりかえって負担の不均衡をもたらすおそれも強いので、慎重に対処することが必要であり、いま直ちにこのような制度の採否を決定することは時期尚早であると考えられる。」というのが、四十六年八月の「長期税制のあり方についての答申」でそうなっておりますが、まあ私も事務員も大体これに近い考え方を持っております。しかしながら、一部の、ここに「特定の職業、階層」と書いてございますけれども特定の職業、階層の方についてやはりそういうことも考えなければどうも不公平であるということも現実にごさいますので、この問題につきましては、時期は申し上げかねますが、私もどなたに検討をしてみたいと思っております。

○野末和彦君 いまの時期尚早ということでは、全くそのとおりに思っています、私もそれで税調答申を読みましたけれども、ただかりに、これはあくまでかりの話ですが、これが個人によってどっちを選択してもいいというふうになるとしますね。そうしますと、突額控除の申告制度というのを選ぶ人たちの数というのはどのくらいだということにお見通しですか。いまは特殊の職業というふうな表現になっておりましたが、何割ぐらいでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) 先般来、野末委員から御質問がありました、給与所得控除の定額控除なり定率控除なりはまだ低いのではないかと、これをもう少し上げるべきではないかという御質問がございましたが、私どものほうは、もうかなりの水準に達しているのではないかと、こういふふうにお聞き上げました。それは一体何が必要経費であるかという判断の問題でございます。どこまでがいわゆるサラリーマンとしての必要経費であり、どこからはサラリーマンであらうとなかろうと、生活のための経費であるか、つまり基礎控除、配偶者控除、扶養控除のほうで見らるべき問題であるか、見らるべきかという分解の問題が一つございます。もう一つは、必要経費ではなくして、いわば、ちょっとことばは悪いのでございますが、趣味嗜好の問題であるか考えるべきか、そこらの境目によって、どのくらいの適用者があるかについてもいろいろ議論があると思っておりますが、そういう計算はやめたことはございせん。やめたことはございせんが、私どもの、これは主税局長というよりは、どちらかといえば、私個人のかきわめて達観というところで御理解を願いたいと思っておりますが、人数としてはせいぜい数%の問題ではなからうか、その現在の給与所得控除で必要経費をまかなえないようなほどの経費がかかっているというサラリーマンの方が五%もこえるような数がおられるとは、私どもの感じでは実は持っていないわけでございます。

○野末和彦君 ぼくもそう思うのです。そんなにないと思うのです。それから突額控除の制度が導入されてもけつこうめんどうくさいのですから、なかなかいわゆるサラリーマンにとってありがたい制度だというふうにも思えないのですが、それでもなお、やはりこういう制度をやってほしいのだという声があるというのは、いまの源泉徴収制というのが、どうしてもサラリーマンにとつて、何か他の職種と比べて不均衡だという実感があつたかと思つておす。で、先般来、主税局長の説明で、サラリーマンの場合、控除率が決して低くないのだ、非常に高いという表現でしたけれども、その説明がありましたけれども、一つ問題は、こういうことじゃないかと思つておす。まあ標準率で比べると、いろいろ違った数字が出るかも知れませんが、捕提率をここに勘案しますと、サラリーマンは一〇〇に近いというか一〇〇ですね、一〇〇の捕提率で、他の業種は幾ら概算

○政府委員(高木文雄君) ある意味ではおっしゃるとおりでございます。この捕提率の問題というのは、非常に現行税制上大問題でございます。現行税制では、捕提率に差があるということをお前提にはしてないわけでありまして、あくまで、捕提率は一律の場合にも一〇〇%だという前提で現行税制を組み立てられておるわけでありまして。一体、税制を組み立てる場合に、捕提率というものを考えるべきかどうか。特に捕提率、把握率というものについて、何か業種とか、職業とか、階層別に差があるという前提でものを組み立てるといふことは非常に問題のあるところでございます。まあいろいろ議論はございますが、いまのところ現行税制におきましては、捕提率というものは全く頭に置いていないわけでございます。現在の給与所得控除の月額十三万円をベースとして四百万円余りまで定率、四百万円までの所得の方に二〇、一五、一〇という率で、漸次給与所得控除の額を計算してまいりますが、あの額の問題は、サラリーマンについては捕提率が高いからという思想は全くないわけでございます。いや説明に苦しいところはありますけれども、これはもつぱら、あくまでサラリーマンの必要経費だといふことは言っておるわけでありまして、もしこの捕提率の問題を問題にしてまいりますと、

今度はサラリーマン以外の申告所得者の相互間においてまたいろいろの問題が起つてまいるといふこととございまして、まあいけば、従来は捕提率の問題を税制上取り上げるといふことは、いわば、何といひますか、タブーのようなこととしてきたわけでございます。今後ともちょっと、捕提率の問題を税制の上に入れてきて、そして捕提率というものを頭に置きながら税の制度を組み立てるといふことは、非常に困難ではなからうかというふうにごさいます。

○野末和彦君 確かに捕提率に差があるという前提は、税の制度の上には取り入れることはできないかも知れませんが、しかし、現実的にははつきりそれはしているわけですね、捕提率に差があることは。そうすると、もしサラリーマンが、いわゆる圧力団体のようなもので、おかし、おかしといつてつつかば、これはやはり言うことを聞かざるを得ないようになつていよう。ぼくはそういう点が一番いまま、まあ政治全体のおかしところかもしれないけれども、税制で実におかしところを感ずるわけですね。ですから、税制の上で捕提率の差は取り入れられないが、しかし、実感としてそれがあつた以上、今回の所得税の改正でサラリーマンの減税は全く考えられていないわけですね、こういう場合に、もちろん主税局長が先日お答えになりましたように、いままで十年の歩みほどには改める必要はないと思つておすけれども、少なくとも全く無視するといふのはだめなんで、毎年毎年の情勢に応じて少しずつでも減税をしていくのが当然じゃないかと、そういうなければ、やはりサラリーマンの不公平感というのはいくらもありません。もちろん永久になくならないではないでしょうけれども、やはり見送るということはよくはちょっと納得できないのですがね。

○政府委員(高木文雄君) 所得税の問題につきましては、実はいろんな問題があります。野末先生は先般来給与所得者、サラリーマンの問題としてお聞き上げますが、そのほかにも、たとえ

マンのほうから言われれば、新しい制度が青色申告制度にできて、サラリーマンのほうに不利になつたといふこともあつたかもしれません、それから青色申告者のほうから言われれば、これはいままでの差が追いついたといふこともあつたかもしれません、そこはどつちからどう説明するか。直接にはサラリーマンと青色申告者とのバランスを考慮してつくりだした制度ではございませんけれども、でき上がった結果、両者を比較し、それを四十六年と四十七年と相互に両方を合せてみると、とにかく十万円だけいけば差が詰まつたといふか差が開いたといふか、それは非常に問題のところでございます。私もこの意味におきましては、四十七年度に新しく青色申告控除制度がつくられますことにつきましては、かなりそういう問題があることを認識しておるわけでございます。いづれにいたしまして、これは常に起こる問題でございます。サラリーマンのサイドと、事業主のサイドと、両方からわがわがが不利であるという主張が繰り返される問題としてあらわれてくる問題でございます。

○野末和彦君 私は別に青色申告者控除十万円が悪いといふのではなく、これは大いにけつこうなわけです。ただし、主税局長がサラリーマンのほうから見れば差が開いた、青色のほうから見れば差が詰まつたといふことが、主税局長の立場では一体どつちなんですか、それをお聞きしたい。

○政府委員(高木文雄君) これは私どもは白色の事業主と、何といふか青色の事業主との関係で見ると、そして十万円の奨励制度というのを置いているわけでございます。それは制度として考えます場合に、その差を詰めるとか、差が開くとかいふ意識を持ってやっているわけではございません。ただ結果として、それは四十六年度、四十七年度を比べれば、そしてサラリーマンと青色とを比べれば、とにかく十万円の差が追いついたといふか、差がついたといふか、そういう結果にはなりません、私どもの制度をつくり出すときの意識と

しまして、そこを追いつくようにしようとか、開くようにしようとか、そういう意識を持ってやっているわけではないわけでございます。

○野末和彦君 もちろんそうじゃないと思つたけれども、結果としては差がついたといふか開いたといふか、なくなつたといふか知りませんが、結果的にはバランスがとれていることになるのですか。

○政府委員(高木文雄君) 青色申告者の場合に、実はいろいろ問題がございます。と申しますのは、青色申告者にもいろいろな方がおられます、全くサラリーマンと同じように完全にガラス張りという青色申告者もいますし、いわゆる青色申告者としていま帳簿等の記載の、いわばことばは悪いのですが、練習中というふうな形の青色申告者もおります。そこで、青色申告者全般を一律に律することとはこれは問題がありますけれども、非常にきちつとした青色申告者、標準的な青色申告者と申しましうか、それを前提とする限りにおいては、私は青色申告者控除が今度認められますことは、サラリーマンとの間において課税の公平を失するということにはならないといふふうに考えております。もちろんそのバランスをとらうといふことを意識して制度が設けられたわけではございませんけれども、しからば結果としてはどうかといふことでありますならば、それができましたことによつて、サラリーマンとの間の公平を破るというふうには考えておらないわけでございます。

○野末和彦君 もう時間が過ぎましたからまたこの次に譲りますけれども、どうも主税局長の話も聞いてみると、さつぱりサラリーマンにはこれからあまりいい目が出てきそうもないのがつかりですけれども、いづれにしても、どの職業とどの職業との間に不公平があるとかそういう言い方をしてもきりがないし、そういう考え方もおかしいと思つておるのです。ただやはり、納税者としてもサラリーマンが一番多いときです。ですから、減

税面としても不均衡という感じを持つておるといふのは、これはやはり主税局長の立場でそういう感じをサラリーマンにいだかせるのはあまりよくないことだと私は思つておるわけです。ですから、今度は別の面からサラリーマンの減税なり、給与所得者控除についていろいろお聞きしたいと思つたけれども、いろいろのほかに職業のことを考えないで、自分のことを考えて少し税金を安くするようにやっていたらいいと思つています。次回にまた譲りますから。

○委員(前田佳都男君) 四案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員(前田佳都男君) 次に、通行税法の一部を改正する法律案を議題といたします。船田大蔵政務次官。

○政府委員(船田政務次官) ただいま議題となりました通行税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。政府は、別途日本国有鉄道の運賃の改定について御審議を願つておりましたが、この際、通行税法についても所要の調整を加えるため、この法律案を提出した次第であります。

現在、日本国有鉄道の旧二等寝台に相当するいわゆるB寝台については、一般の乗客がこれを利用することから通行税を非課税とするよう免税点を定めておりましたが、今回の運賃改定によりB寝台の料金も改定されることとなりますので、この際、通行税を非課税とすべき寝台料金の範囲の規定を改正し、一般の乗客が乗客が通常利用する寝台にかかわる料金として政令で定めるものに対する通行税を非課税とするほか、所要の規定の整備をはかることとしております。

以上、通行税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容の概要を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同ください。

○委員(前田佳都男君) 引き続き補足説明を聴取いたします。高木主税局長。

○政府委員(高木文雄君) 通行税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

日本国有鉄道のいわゆるB寝台については、一般の乗客がこれを利用しているという事情を考慮して、昭和三十六年当時の二等寝台料金に免税点が定められて以来、引き続き寝台の料金も通行税が非課税とされてまいつております。

現在この寝台料金の免税点は、千六百円となつており、今回の運賃改定に際してB寝台の料金も引き上げられると見込まれますので、この機会に、通行税が非課税とされる寝台料金の範囲を政令をもって定め得るよう改めようとするものであります。

以上、通行税法の一部を改正する法律案につきまして提案理由を補足して御説明申し上げた次第でございます。

○委員(前田佳都男君) 本案に対する質疑は、これを後日に譲ります。

○委員(前田佳都男君) 次に、貸し金業の自主規制の助長に関する法律案を議題といたします。衆議院大蔵委員長代理理事藤井勝志君から趣旨説明を聴取いたします。

衆議院大蔵委員長代理理事 藤井勝志君。衆議院大蔵委員長代理理事 藤井勝志君。ただいま議題となりました貸し金業の自主規制の助長に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、本六月九日衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。

貸し金業は、現行法のもとにおきましては、自由営業とされておりましたが、現実には届け出をしていない業者は約八万名で、このほか、届け出をしていない業者はばく大な数に達する

ますようお願ひ申し上げます。

ものとされ、悪質不正業者のばつこは、貸し金業の公正な運営に少なからざる支障を及ぼすものと憂慮されております。

よつて、この際、貸し金業に関する特別法を制定し、貸し金業を行なう者の自主規制を助長するため、貸し金業を行なう者の団体及び庶民金融業者の名称について必要な事項を定め、もつて貸し金業の適正な運営と不正金融の防止に資するため、本法案を提出いたしました次第であります。

次に、本法案の内容について御説明いたします。まず第一に、貸し金業者は、都道府県の区域ごとに庶民金融業協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができることとし、また、庶民金融業協会は、全国を単位として、全国庶民金融業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができることとしております。

第二に、庶民金融業協会の会員は、貸し金業を行なうについて、法令を順守するとともに、顧客に対し法令で定める金利以下の金利により資金を提供し、業務を適正に運営するようつとめなければならぬこととしております。

第三に、庶民金融業協会は、貸し金業の適正な運営と不正金融の防止に資するため、必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務を行ない、また、会員名簿を備えて一般の閲覧に供さなければならぬこととし、さらに全国庶民金融業協会連合会は、庶民金融業協会の運営に関する連絡調整を行なうものとしております。

第四に、都道府県知事は、庶民金融業協会に対して、必要な報告を求め、または必要な指導、助言、勧告及び監督上必要な命令をすることができるとしてあります。

第五に、庶民金融業協会に入会していない者は、庶民金融業者の名称またはこれに類似する名称を使用してはならないこととし、この規定に違反した者には罰金を課し、さらに悪質の者には業務の停止等を行なうこととしてあります。最後に、民法第三十四条その他に規定する主務

官庁は、庶民金融業協会については、都道府県知事とし、全国庶民金融業協会連合会については大蔵大臣としてあります。

以上が、この法律案の内容の概略であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(前田佳郎男君) 本案に対する質疑は、これを後日に譲ります。

次回の委員会は、六月十二日午前十時三十分から開会することといたしますが、明日午前十時から運輸、地方行政、大蔵、農林水産、物価等対策の五委員会の連合審査会が第一委員会室で開会されますことお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。午後五時五十七分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。
一、通行税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十八日)
一、貸金業者の自主規制の助長に関する法律案(衆)(予備審査のための付託は同日)

貸金業者の自主規制の助長に関する法律案
貸金業者の自主規制の助長に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 庶民金融業協会(第三条・第十一条)
- 第三章 全国庶民金融業協会連合会(第十二条)
- 第四章 庶民金融業者の名称の使用等(第十三条・第十四条)
- 第五章 雑則(第十五条・第十六条)
- 第六章 罰則(第十七条・第二十二、二十三、二十四条)

附則

- 第一章 総則
- (この法律の目的)
- 第一条 この法律は、貸金業を行なう者の自主規制を助長するため、貸金業を行なう者の団体及び庶民金融業者の名称の使用について必要な事

項を定め、もつて貸金業の適正な運営と不正金融の防止に資することを目的とする。

第二条 この法律において「貸金業」とは、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第七条第一項に規定する貸金業(同法第九条の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当するものを含む)をいう。

第三章 庶民金融業協会
第三条 貸金業を行なう者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に主たる営業所又は事務所を有する貸金業を行なう者を会員とし、会員たる貸金業を行なう者の貸金業に係る法令の遵守、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、庶民金融業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 庶民金融業協会は、都道府県ごとに一個とする。
3 庶民金融業協会は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。
一 会員の行なう貸金業に関し、契約の内容を適正ならしめるため必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務
二 会員の行なう貸金業に関し、過大な担保の要求その他貸金業者たる顧客の利益を不当に害する行為を防止するため必要な調査、指導、連絡、勧告その他の業務
三 前一号に掲げるもののほか、会員の行なう貸金業に関し、その適正な運営を図るため必要な業務

第四条 庶民金融業協会の会員は、貸金業を行なうについて、貸金業に係る法令を遵守するとともに、貸金業者たる顧客に対し法令で定める金利以下の金利により資金を提供し、業務を適正に運営するよう努めなければならない。

(法令の遵守等)

(会員の欠格事由等)
第五条 次の各号の一に該当する者は、庶民金融業協会の会員となることができない。
一 破産者であつて復権を得ないもの
二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
三 第十三条第二項又は出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
四 次条第二号の規定により庶民金融業協会を退会させられた者であつて、その退会させられた日から二年を経過しないもの
五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁産産者であつて、その法定代理人が前各号の一に該当するもの
六 法人又は法人でない社団若しくは財団であつて、その役員又は代表者若しくは管理人のうちに第一号から第四号までの一に該当する者があるもの
七 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項前段の規定による届出をしていない者

2 庶民金融業協会は、貸金業を行なう者が、貸金業を行なうにあつて悪質又は著しく不当な行為をした者であつて、庶民金融業者の名称を使用するに適しないものであるときは、その者を入会させてはならない。
(退会)
第六条 庶民金融業協会は会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員を退会させなければならない。
一 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の一に該当するに至つたとき
二 貸金業を行なうにあつて悪質又は著しく不当な行為をしたとき
(内部機関)

七 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項前段の規定による届出をしていない者

2 庶民金融業協会は、貸金業を行なう者が、貸金業を行なうにあつて悪質又は著しく不当な行為をした者であつて、庶民金融業者の名称を使用するに適しないものであるときは、その者を入会させてはならない。
(退会)
第六条 庶民金融業協会は会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員を退会させなければならない。
一 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の一に該当するに至つたとき
二 貸金業を行なうにあつて悪質又は著しく不当な行為をしたとき
(内部機関)

七 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項前段の規定による届出をしていない者

2 庶民金融業協会は、貸金業を行なう者が、貸金業を行なうにあつて悪質又は著しく不当な行為をした者であつて、庶民金融業者の名称を使用するに適しないものであるときは、その者を入会させてはならない。
(退会)
第六条 庶民金融業協会は会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員を退会させなければならない。
一 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の一に該当するに至つたとき
二 貸金業を行なうにあつて悪質又は著しく不当な行為をしたとき
(内部機関)

第七條 庶民金融業協会は、定款で定めるところにより、会員の入会及び退会について審査を行なう機関並びに会員の貸金業に係る行為についての苦情の処理に関する事項をつかさどる機関を設けるものとする。

(会員の名簿の閲覧)

第八條 庶民金融業協会は、会員たる貸金業を行なう者の名簿を一般の閲覧に供しなればならぬ。

(報告及び資料の提出の要求)

第九條 都道府県知事は、庶民金融業協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、庶民金融業協会に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導、助言又は勧告)

第十條 都道府県知事は、庶民金融業協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、庶民金融業協会に対して、指導、助言又は勧告をすることができる。

(監督命令)

第十一條 都道府県知事は、庶民金融業協会の運営がこの法律の目的に適合していないと認めるときは、庶民金融業協会に対して、監督上必要な命令をすることができる。

第三章 全国庶民金融業協会連合会

(全国庶民金融業協会連合会)

第十二條 庶民金融業協会は、全国を単位として、庶民金融業協会を会員とする全国庶民金融業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国庶民金融業協会連合会は、全国を通じて一個とする。

3 全国庶民金融業協会連合会は、庶民金融業協会の運営に関する連絡調整を行なうことを目的とする。

第四章 庶民金融業者の名称の使用等

(庶民金融業者の名称の使用)

第十三條 庶民金融業協会に入会している者は、貸金業を行なうについて庶民金融業者の名称を

使用することができる。

2 庶民金融業協会に入会していない者は、貸金業を行なうについて庶民金融業者の名称又はこれに類似する名称を使用してはならない。

(業務の停止)

第十四條 都道府県知事は、貸金業を行なう者が前条第二項の規定に違反して罰金の刑に処せられた後において同項の規定に違反した場合においては、当該貸金業を行なう者に対し、六月以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

第五章 雑則

(団体の名称の使用制限)

第十五條 庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会連合会でない者は、庶民金融業協会若しくは全国庶民金融業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用してはならない。

(主務官庁)

第十六條 民法第三十四条、第三十八条第二項、第五十九条第三号、第六十七条、第七十一条、第七十二条第二項、第七十七条及び第八十三条に規定する主務官庁は、庶民金融業協会については都道府県知事とし、全国庶民金融業協会連合会については大蔵大臣とする。

第六章 罰則

第十七條 第十四条の規定による業務の停止の命令に違反して貸金業を行なつた者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八條 第十三条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十條 第九条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせ

ず、又は虚偽の資料の提出をした場合には、その違反行為をした庶民金融業協会の役員、代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。

2 庶民金融業協会の役員、代理人、使用人その他の従業者がその庶民金融業協会の業務に関して前項の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その庶民金融業協会に対しても同項の刑を科する。

第二十一条 正当な理由がないのに第八条の名簿の閲覧を拒んだ場合には、その違反行為をした庶民金融業協会の役員、代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の過料に処する。

第二十二条 第十一条の規定による都道府県知事の命令に違反した場合には、その違反行為をした庶民金融業協会の役員を三万円以下の過料に処する。

第二十三条 第十五条の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(庶民金融業者の名称の使用制限に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に貸金業を行なうについて庶民金融業者の名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(団体の名称の使用制限に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に庶民金融業協会若しくは全国庶民金融業協会連合会という名称又はこれらに類似する名称を使用している者については、第十五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

昭和四十七年六月二十九日印刷

昭和四十七年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X